

平成 29 年度厚生労働省委託事業  
「『我が事・丸ごと』の地域づくりの推進に関する調査・研究等事業」報告書

「地域共生社会」の実現に向けた取り組みに関する  
実践事例集

平成 30 年 3 月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

# はじめに

人々が様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた施策が進められている。

地域共生社会の実現に向けて、改正社会福祉法が平成29年5月に成立し、平成30年4月に施行される。各自治体では、①住民相互の支え合い機能を強化し、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制の整備、②複合的課題に対応する包括的相談支援体制の構築、③地域福祉計画の充実、が図られることになる。

厚生労働省は、新たに市町村の努力義務とされたこれらの取り組みを促進するため、「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」(平成29年厚生労働省告示第355号)を策定・公表するとともに、地域福祉(支援)計画の策定ガイドラインを含む関係通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」を発出したところである。

今後、各自治体では、改正社会福祉法等にもとづき、それぞれの地域性や地域生活課題等に応じた支援体制の整備等を創意工夫のもとに推し進めていくこととなる。

これらに先立ち、「『我が事・丸ごと』の地域づくり推進事業」が実施されている。この事業は、住民の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり及び市町村における育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを支援し、推進すること目的としている。

具体的には、「地域力強化推進事業」と「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」の2つの事業の一体的な推進を図るものである。福祉等の分野の枠を超えて地域の各分野が共に連携することにより、地域のさまざまな資源を最大限に活かし、さらに人と人とのつながりを再構築することで、住民を主体とした豊かな地域づくりを着実に実現することを目指している。

本冊子は、平成29年度に、「『我が事・丸ごと』の地域づくり推進事業」を実施する全国85の自治体における取り組み体制の概要と目標の達成状況等を取りまとめたものである。

事業を実施する多くの自治体に共通する課題認識は、それぞれの地域性等を背景とする地域生活課題に対する住民との協働、小地域における住民主体による福祉活動を推進することである。そのため、小地域における福祉活動に関連する既存の事業・活動の拡充や再構築を目的とする自治体が多い傾向にある。

また、市町村圏域での包括的な支援体制の構築においては、地域における世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止めるため、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関や地域包括支援センターを中核とする多機関協働の体制づくり、庁内の連携体制の構築に向けたルールづくりなどの実践と工夫が図られている。

このように、地域共生社会の実現に向けた施策が本格的に進められるなか、各自治体においては、それぞれが目指す地域の姿を地域住民や関係機関等とともに描くこと、またビジョンを共有しながら具体的な取り組みが展開されている。

この実践事例集が、各自治体における地域共生社会の実現に向けたさらなる実践の一助となれば幸いである。

新潟県	新潟市	104
富山県	氷見市	108
石川県	かほく市	119
石川県	能美市	122
福井県	坂井市	128
長野県	伊那市	131
長野県	原村	133
長野県	朝日村	135
静岡県	吉田町	138
愛知県	豊田市	141
愛知県	長久手市	144
愛知県	東浦町	148
三重県	伊勢市	150
三重県	桑名市	162
三重県	名張市	165
三重県	いなべ市	171
三重県	伊賀市	174
三重県	御浜町	178
滋賀県	彦根市	180
滋賀県	野洲市	189
滋賀県	東近江市	192
滋賀県	米原市	195
京都府	精華町	199
大阪府	大阪市	206
大阪府	豊中市	210
大阪府	池田市	215
大阪府	高石市	218
大阪府	阪南市	221
兵庫県	芦屋市	223
兵庫県	たつの市	228
奈良県	桜井市	230

都道府県名	三重県	市区町村名	伊勢市
-------	-----	-------	-----

## 1. 自治体の基本情報等

### 1-1. 自治体の基本情報

人口	127,474 (人)	世帯数	54,290 (世帯)		
高齢化率	30.4 (%)	生活保護受給率	9.1 (‰)	面積	208.35 (k m <sup>2</sup> )
地縁組織 (自治会、町内会等) 加入率	81.8 (%)	公立小学校数	23	公立中学校数	11
地域包括支援センター	委託：4 か所 (社協 2 か所、社会福祉法人 2 か所)				
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1 か所 (社協)				

### 1-2. 地域の特徴 (地域性、地場産業、観光等)

<p>本市は三重県の中東部、伊勢平野の南端部に位置する、比較的温暖な気候に包まれた都市。伊勢志摩国立公園の玄関口として豊かな自然と美味しい食材に恵まれた伊勢市には、歴史と文化に富んだ名所・旧跡も多く、魅力ある地域資源があふれる。また、古くから「お伊勢さん」「日本人の心のふるさと」と呼び親しまれてきた伊勢神宮を擁し、神宮ご鎮座の町として栄えてきた。</p> <p>地場産業としては、観光産業が発展。神宮年間参拝者数は 800 万人を超える。</p> <p>課題としては、働く場所を求めて若者の都市部への流出が多くなり、伝統行事が途絶えてきている。また、人口減少に伴い、少子高齢化や過疎化、小中学校の統廃合が急速に進んでいる。</p>
--

## 2. 地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン (「どのような地域をつくるのか」、「何をを目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」) の内容等について

本事業に取り組みの目的・狙い	<p>住民に身近な圏域では、住民が身近なところで相談できる福祉なんでも相談窓口を設置し、住民や民生委員児童委員が幅広い相談を受け、必要に応じて相談機関に相談を繋げられるような仕組みを構築する。</p> <p>市全体の圏域では、相談支援機関の充実を図り、福祉に関するあらゆる相談に対して住民や福祉関係者、行政等が連携して解決できるよう取り組むことで、市民が安心して生活できる仕組みづくりを目指す。</p> <p>具体的な数値目標は平成 30 年度中にサロン・会食へ出向き専門職員が福祉なんでも相談所として対応する。それと並行して小学校区単位でのモデル地区数か所程度を実施したいと考えている。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	一部の住民に相談員になってもらうことで、相談者の個々の相談内容を自分の問題のように考え、地域全体の課題として解決に取り組んでもらえるような体制を目指す。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者 (委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等) と協議している。

## 3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会
②事業実施に至った経緯	<p>ケアマネージャーや地域包括支援センター、障がい者相談支援センターからそれぞれの制度で対応できない制度の狭間の対応が増え、そこからの貧困やひきこもり、母子家庭、ごみ屋敷など行政施策でも対応できないなどワンストップでの対応が求められてきた。</p> <p>また、声なき声を掘り起こすために職員が地域に出向き身近な場所での相談体制づくりが求められている。</p>
③事業実施体制 ※注	<p>行政 (福祉関係部局)</p> <p>社協 (委託先) 地域福祉担当 17 (正規 12、嘱託 5) 生活サポートセンター担当 7 (正規 6、嘱託 1)</p> <p>※CSWと生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業、家計相談支援事業、就労準備支援事業、住宅確保給付金) の一体型で相談者にアプローチ</p> <p>地域福祉ネットワーク会議開催、民生委員定例会参画、地域懇談会開催、福祉なんでも相談開催</p>

④事業の対象地域について	<圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）> 市全域	
⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	学習会①地域福祉ネットワーク会議 ②各地区民生委員児童委員協議会の定例会 ③地域懇談会（自治会単位、まち協単位、サロン・会食等の集いの場）
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	① 行政担当部局に加えて高齢・障がい、児童、困窮等の福祉関係部局と連携会議 ② 小学校区単位で設置のまちづくり協議会への福祉・防災活動等 ③ 市内にCSWと生活困窮者自立支援事業を併設した機関を設置し、各関係機関・団体との連携
	その他	ゴミプロジェクト
⑥事業の成果目標	市内全域の包括圏域において地域福祉ネットワーク会議を年2回開催し、住民や福祉関係者等からアイデアや提案を踏まえて活動していく。 職員がアウトリーチした形で福祉なんでも相談所をサロン・会食等の集いの場で展開し、定着を図る。また、市内の地域アセスメントを行ったうえでの地域特性からより身近な公民館や市の公共施設等で相談所を開設し有効活用し、誰もが気軽に立ち寄れる場所づくりに努める。	

#### 4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	未実施
------------	-----

#### 5. 成果目標の達成状況について

<p>・住民に身近な圏域では、住民が身近なところで相談できる福祉なんでも相談窓口を設置し、地域展開していくために、職員が地域に出向いて幅広い相談を受け、必要に応じて相談機関に相談を繋げた。A支所10件、B支所13件、C支所9件、D支所9件。開催場所として、（サロン、高齢者会食会、自治会、公民館）で実施。 ※詳細資料別添（Excelファイル、写真）</p> <p>・市内中部圏域、西部圏域の包括圏域において関係機関との情報共有やそれぞれの立場で協力できることを考える場として地域福祉ネットワーク会議を年1回開催した。中部圏域9月28日（木）、西部圏域10月13日（金）に実施した。対象は、圏域の保健医療関係者、包括支援センター、障害者相談支援センター、民生委員児童委員、行政福祉部局各課、警察。</p> <p>第1回目の内容は、【重層的な課題がある事例の報告と意見交換会】という内容で会議を進めた。 ※詳細資料別添（写真）</p> <p>・【第2回】我が事・丸ごと地域づくり研修会参加の職員から、地域福祉担当職員向けに報告と勉強会をH29.11.13に実施。（写真）</p> <p>・我が事・丸ごと地域づくり研修会を実施 平成30年1月12日 講師 厚労省 地域福祉専門官 後藤真一郎氏 対象⇒社協、行政、介護・障害事業所、民生委員等130名参加。職員の制度理解と資質向上を目的。 ※詳細資料別添（写真）</p>
--

平成29年度 福祉なんでも相談内容

日時	開催場所	内容	返答内容
6月24日	〇〇公民館 (〇〇町食事会)	普段道を歩いていて体調が悪くなったりしたとき、社協の人、その服を着ている人を見かけたら声をかけてもいいのか。	声をかけてください。
		一人暮らしだが、娘に食事を届けてもらっている。配食サービスを利用できたら娘の負担も軽くなると思う。市でそのような事業をしていると聞いたことがあるが、どうゆうサービスか。	その様な事業はあるが、市の事業のため詳細は市役所へ確認していただきたいことを伝えた。
		膝が痛くて通院したいがバス停までが遠い。	傾聴した。他の参加者からも同調する声が聞かれてタクシーの利用について話に挙がっていた。
7月20日	サロン開催場所 (ふれあいきいきサロン〇〇の橋)	9月以降のサロンに来てくれているボランティアを探している	ボランティア担当者へ報告し依頼するグループを検討することとした。
8月22日	〇〇公民館 (〇〇ふれあいきサロン)	なし	
8月24日	〇〇第二公民館 (〇〇〇ふれあいきサロン)	健康体操を1年以上続けて効果を実感している。次は脳トレ活動をしたいがどうしたらよいか。	書店や図書館の書籍、雑誌、新聞の利用、インターネット上の無料プリントを案内した。
		ボランティアに依頼して健康体操をしているがもう少し座ってもできる体操にしたい。	ボランティアさんへ意見を伝えます。
		市の健康体操を学びたい。	健康課を案内した。
		このような集いの場があると大変助かる。助成は出ているのか？	サロンの助成について説明をした。
		健幸倶楽部つどいはどんな様子か。	利用者も増えつつあり、順調に運営されている。興味のある方はつどいに紹介することを伝えた。
8月30日	〇〇一丁目公民館 (〇〇1丁目高齢者食事会)	なし	
9月1日	児童施設地域開放室 (〇〇サロン)	なし	
9月4日	〇〇町公民館 (〇〇町いきいきサロン)	大腿骨の骨折をした後、ぐずついた天気になると調子が悪い。どうにもならないことだけだ。	受診先への相談を勧めた。
9月6日	〇自治会館 (〇〇の会)	近所の人の認知症が大分進んできている。	詳細を聞き、〇包括支援センターへ繋ごうとしたが、相談済みであった。
9月25日	割烹料理店 (〇〇ふれあいき食事会)	なし	
11月8日	福祉健康センター (〇〇学区老人会食会)	隣の住人の様子について。相談先がわからない。	生活サポートセンターを紹介した。食事後直接相談してもらった。
		今後の会食会で焼き芋機を借りたい。	貸出物品の中にあるため申請するよう伝えた。
11月20日	割烹料理店 (〇〇ふれあいき食事会)	なし	
12月8日	〇〇公民館 (〇〇会/会食会後民生委員によるミーティングにて)	ヘルパー養成講座に参加したいが、民協定例会のある水曜日に重なっていけない。残念である。	曜日変更の要望があったことを担当者へ伝えることを伝えた。
		障がい者サポーター養成講座に参加したが、実技などがなくままバッジをもらっても、実践にいかせない。車いすの操作指導などをしてもらえる機会はあるのか？	車いすの操作については出前トークのテーマにもあるので、活用してください。
		〇〇街道の三叉路(〇〇バス停)が、交通量が増えた近年、非常に危険である。市に信号の設置を要望しているが予算がないと断られる一方。白線も消えかけている。カーブミラーや横断旗の設置をまち協で進めているが、非常に危険な場所なので信号を設置してほしい。もしくは代替案を提示してほしい(バス停を移動するなど)。	状況を把握した。写真データあり。
12月13日	福祉健康センター (〇〇学区老人会食会)	なし	

日時	開催場所	内容	返答内容
H29. 4. 23	サロン開催場所	サロン立ち上げにむけての打ち合わせ 回覧チラシの相談。通帳作成について。 また、区長へも連絡してほしいとのこと。	通帳作成の際、金融機関から 確認の電話があり、趣旨を説 明。 区長へもサロンが新たに始ま ることを報告。
H29. 8. 17	対象者宅	区長からの相談。 スズメバチの巣があり、駆除が必要であるが、市は防護服 の貸出のみ、社協はどうか？駆除してくれるボランティアは ないか？	区長と現地で待ち合わせ。巣 は、2階軒下であり、駆除は専 門業者に依頼すべきと助言。そ の場で、業者に電話し値段等を 聞き区長に伝えた承。 後日、対象者が業者に依頼し 駆除したと報告あり。
H29. 8. 23	コミュニティセ ンター	会食会参加者（ボランティア団体で活動している） 放課後児童クラブの運営が社協から変更となってから、依頼がな いが聞いてもらえないか。	クラブに確認。来てもらいた いが、上司の承諾が必要なの で、また連絡する。
H29. 9. 1	本人宅	市支え合い・助け合い米支援事業についての申し込みたい。 ※支所まで来るのが困難であるとのことだったので、必要書類 を本人宅へ届け、面談をした。	ただ単に、お米をもらえると 思い連絡をしたとのこと。（経 済的には困っていない様子。バ リアフリー工事をし現金で支払 い済） 他の困りごととして、台風が 接近してきた際の情報の入手方 法を言われていたので、ケーブ ルテレビの一般放送加入に係る 経費の資料・災害時要援護者登 録制度の資料を持参し概略を説 明した承を得る。
H29. 10. 8	自治区 当夜祭 会場	区長からの相談。 区には児童公園があるが、ボールを蹴って遊べない。 神社へ行く左側に自分の土地があるので、区長をしている間 に公園を作りたいと考えている。 社協の助成は受けられるのか。	持ち帰り後日返答
H29. 11. 16	神社前土地	H29. 10. 8の相談を受け、区長とともに現地へ。 ※区長から選挙が終わるまで忙しいとのこと、この日に 決定。 区の承認を得られれば区へ寄付し、区が管理していく。 様々な申請をきちんとし、平成30年度中の整備を考えてい る。	社協の助成金は限度額があ る。 他の助成金等も考えてもら い、本格的な整備となった際 に、再度打ち合わせをすること で了承。
H29. 11. 16	公民館	会食会参加者 病院への通院手段がバスしかなく、本数が少ないうえに 乗り換えが必要。福祉タクシーを利用できないか。	居宅介護支援係に確認。足の 不自由な人しか利用できないと のことを本人に伝えた承を得 る。
H29. 11. 20	支所事務所	H29. 11. 17(金)にボランティアセンターに相談があった 人へ連絡したところ、来館してもらった。 町内で福祉サロンのことをできないかとのこと。 町内の他のサロンも見学に行ったが、自分がイメージして いるものと少し違う。イメージとしては、市福祉健康 センターの「スマイル」のミニ版。日時を設定せず、いつ でも来てもらえる場所を提供したい。また、将来的には、 食事も提供できればと考えている。	連絡先を聞き、様々な情報提 供をさせていただくことで了 承。
H29. 12. 15	本人宅	H29. 11. 20の相談者宅へ。 社協に食器の寄付があり、その活用先として相談者宅 を訪問。写真を見てもらい、活用いただけるかの確認。	「ぜひ、活用したい。保管場所 もあるので、持ってきてくださ い。」との返答。
H29. 12. 27	支所事務所	サロン代表者 サロン参加者で、少し、様子が気になる人がいるので、 何とかならないか。	地域包括支援センターにも連 絡。現状確認に行くことで了 承を得る。

平成29年度 福祉なんでも相談内容

日時	開催場所	内容	返答内容
4月21日	町内（農作業小屋）	デイサービスで風呂に入りたい。	ケアマネージャーに依頼するようすすめた。
5月1日	公民館	特になし。	特になかったため、〇地域包括の紹介を行った。
5月13日	公民館	特になし。	
6月12日	公民館	①菓子博来場時の車イスレンタルについて	①会場入り口付近にブース有り。申し込み方法をアドバイス。
		②思いやり駐車場について	②各種手帳を持ち、申請窓口（市等）を案内。
6月18日	まち協事務所	特になし。	特になかったため、社協事業の紹介を行った。
7月7日	公民館	①認サポを以前受けたが、認サポの活動をひろめていきたい。	
		②防災センターを訪問したい。	②防災センターの情報紹介と訪問時の申請の説明。後に日程調整等することとなった。
		③引き籠りの高齢者について（参加者の夫が外出したがない）	③健康面には問題なし。極力外出しやすい方法等をアドバイス。
9月5日	保健福祉会館	地域住民で不潔な方がいる	一度持ち帰って調査することとした。以前、包括が関わっており、現在は〇〇障がい相談所が関わっている。
12月14日	公民館	特になし。	
12月15日	老人会館	特になし。	



平成29年度 福祉なんでも相談内容

日時	開催場所	内容	返答内容
5月25日	子育てサロン	・未就学児が集まれる場所は他にどこがありますか。 (ほとんどのお母さんが4月の自己紹介時、県外の方と判明) ・歯磨きを嫌がるので困る	・行政がしている子育て支援センターは、HP等をみて知っていたので、社協に登録している子育てサロンを紹介。 ・お母さん自作の歌を歌って、楽しい歯磨きにしてみることを提案。(経験上)
5月31日	コミュニティカフェ	コミュニティカフェの概要等説明について	基本毎月最終水曜日10:00~14:00でオレンジ主催、社協が協力して行っていくことを説明。なんでも相談としてみなと職員でも相談可。また、確認後に返答も有ることを説明。
7月13日	子育てサロン	・どこの保育園が良いかわからない。 ・上の子が、保育園を嫌がる(泣く)	・園によって、それぞれ特徴や力を入れていることがあるので、労力はあるが、時間があるのであれば、気になる保育園を見学させてもらってはどうか。 ・経験話などをする。
7月26日	コミュニティカフェ	介護に関する困りごとについて	〇〇居宅の説明、〇地域包括の説明を行い、日常での困り事に対してアドバイス等行う。
8月31日	子育てサロン	子ども(男の子)の育て方を親から色々と言われるので落ち込む。(自分に弟がいるが、弟は男だったけど、こんなじゃなかったなど)みんな違って良いのにと分かっているが、言われると嫌になる。	同じ環境で育っても、兄弟姉妹で性格も違うんだから全然気にしないでいい。それぞれ個性がある。まだ、幼ない時期だから全部ができるわけじゃないなど。
10月25日	コミュニティカフェ	避難所についての質問(隣の神社小学校が避難所になっているがみなとふれあいセンターを避難所にもしてもらえないのか?)	2年前までは〇〇ふれあいセンターも避難所となっていたが、避難者の把握や開設体制のことから現在の状況になっていることを説明。
11月29日	コミュニティカフェ	独り暮らしをしているため毎日風呂焚きが手間のため銭湯に行きたいが近くになり。みなとふれあいセンターの風呂に入れてもらえないか?	現在は健康倶楽部〇〇と利用者のみが使用しているが、利用対象となるかどうか?〇地域包括へ繋げる。
12月21日	子育てサロン	未就学児が集まれる場所は他にどこがありますか。 (御園支所だよりを見て、初めて来た方から)	行政がしている子育て支援センターは、HP等をみて知っていたので、社協に登録している子育てサロンを紹介。 5日後の子育てサロン紹介。
12月26日	子育てサロン	未就学児が集まれる場所は他にどこがありますか。 (御園支所だよりを見て、初めて来た方から)	行政がしている子育て支援センターは、HP等をみて知っていたので、社協に登録している子育てサロンを紹介。

アウトリーチ 集いの場での相談風景 (H29.4.21)





日時：毎日午前 9 時頃から 11 時（水戸黄門）が始まるまでの間。自然とみんなが集まってくる。

場所：〇〇町海岸付近の納屋。（夏と冬で座る場所をかえている）

内容：団欒会

自分達で飲み物等を準備している。様々な情報交換、近所の話等行っている。

今回は相談として介護サービスの相談を受けた。

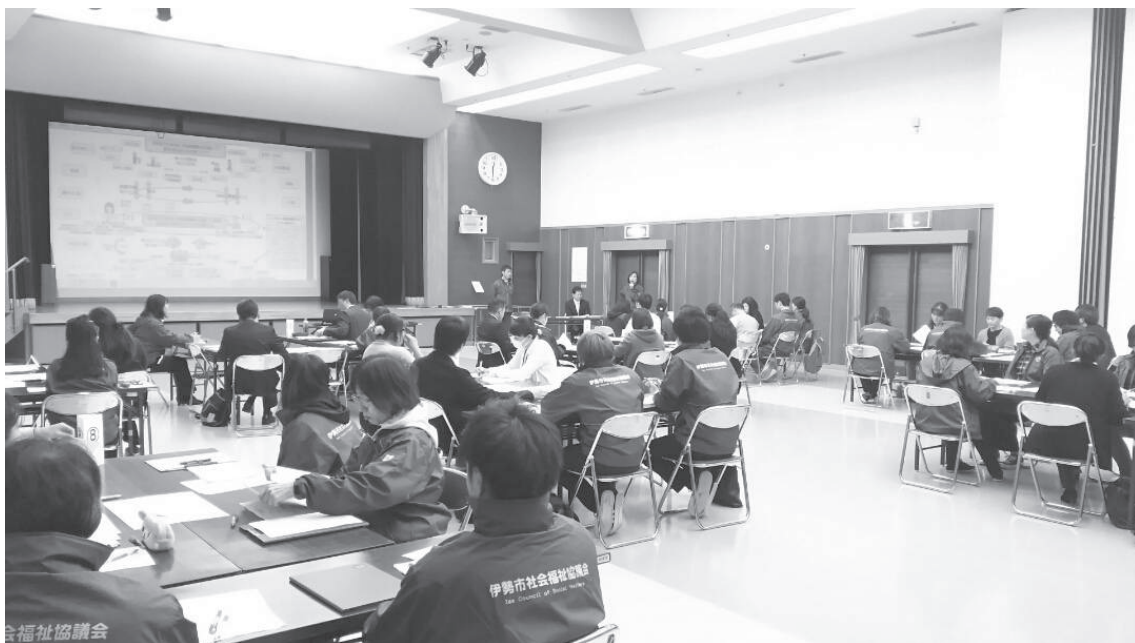
地域福祉ネットワーク会議







職員勉強会 (29. 11. 13)



都道府県名	三重県	市区町村名	桑名市
-------	-----	-------	-----

## 1. 自治体の基本情報等

### 1-1. 自治体の基本情報

人口	142,951 (人)	世帯数	57,919 (世帯)		
高齢化率	25.08 (%)	生活保護受給率	8.1 (‰)	面積	136.68 (k m <sup>2</sup> )
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	84.6 (%)	公立小学校数	28	公立中学校数	10
地域包括支援センター	直営：1か所、委託：5か所(社協2、社会福祉法人1、医療法人2)				
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1か所(社協)				

### 1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

桑名市は、三重県の最北部に位置し、東は桑名郡木曾岬町及び愛知県、北は岐阜県に接しており、西はいなべ市及び員弁郡東員町、南は伊勢湾及び四日市圏域に接している。地形は、養老山系の南東部に位置する山地・丘陵地帯と伊勢湾に面し、木曾三川と員弁川がつくる沖積平野、輪中に代表される低くて平坦な水郷地帯が広がっている。鉄道や自動車交通も早くから発達し、現代においても広域交通の拠点であるとともに、名古屋市から25km圏という立地特性から西部丘陵地をはじめとする住宅都市としても機能している。

## 2. 地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン(「どのような地域をつくるのか」、「何をを目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」)の内容等について

本事業に取り組み目的・狙い	介護や障害、子育てあるいは世帯単位での複数分野の課題を抱えている状況等、複雑化する福祉分野の相談に対応するためには、相談者の状況に応じて、分野を問わず横断的かつ包括的に支援できる体制づくりが必要である。相談内容ごとに窓口が分かるといった縦割りを廃し、分野を問わず横断的かつ包括的な相談業務を行い、適切な福祉サービスへつなげる。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	複合的な課題を抱えた対象者には、地域住民相互の助け合いが重要であることから、地域住民・ボランティアの協働を促進させる。また様々なニーズに対して、地域の社会資源を活用し、対応していく。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者(委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等)と協議している。

## 3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	未実施
------------	-----

## 4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	桑名市(委託先：社会福祉法人桑名市社会福祉協議会)
②事業実施に至った経緯	福祉関係や市民の方々との意見交換の中で、行政は、高齢、障害、子育てなど、分野別の対応(縦割り)で、「複合的な悩みに対して相談しづらい」、「どこに相談してよいか分からない」との意見をいただき、地域の福祉をより良くするためには、縦割りの解消が必要であるとの考えから、横断的かつ包括的に相談業務を行う福祉の総合相談窓口「福祉なんでも相談センター」を開設した。



③事業実施体制 ※注	<p>地域包括支援センターの一部を移転し（ブランチ型）、そこに、新たに障害や子育て等の相談業務を追加して、複雑化する福祉分野の相談に横断的かつ包括的に対応するモデル的窓口として「福祉なんでも相談センター」を開設した。総合相談事業の運営は、地域包括支援センターの委託先でもある桑名市社会福祉協議会に委託し、市の再任用職員1人を配置している。</p>																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市民からの相談内容</th> <th>対応する機能</th> <th>モデル事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢</td> <td>           地域包括支援センター            （主な業務）            ・介護予防支援            ・介護予防ケアマネジメント業務            ・総合相談支援業務            ・権利擁護業務            ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務            ↑            制度横断的な連携ネットワークを構築して実施         </td> <td rowspan="5">福祉なんでも相談センター窓口</td> </tr> <tr> <td>障害</td> <td>相談窓口</td> </tr> <tr> <td>子育て</td> <td>相談窓口</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>相談窓口</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市民からの相談内容	対応する機能	モデル事業	高齢	地域包括支援センター （主な業務） ・介護予防支援 ・介護予防ケアマネジメント業務 ・総合相談支援業務 ・権利擁護業務 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ↑ 制度横断的な連携ネットワークを構築して実施	福祉なんでも相談センター窓口	障害	相談窓口	子育て	相談窓口	その他	相談窓口			<table border="1"> <thead> <tr> <th>相談業務を実施</th> <th>相談者への支援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高い専門性が求められるケース</td> <td rowspan="2">多機関の協働による包括的支援体制を充実させ支援</td> </tr> <tr> <td>複雑に問題が絡み合っているケース</td> </tr> <tr> <td>総合相談窓口で解決</td> <td>相談業務終了（場合によっては、継続的な見守りが必要）</td> </tr> </tbody> </table>	相談業務を実施	相談者への支援	高い専門性が求められるケース	多機関の協働による包括的支援体制を充実させ支援	複雑に問題が絡み合っているケース	総合相談窓口で解決	相談業務終了（場合によっては、継続的な見守りが必要）
	市民からの相談内容	対応する機能	モデル事業																				
	高齢	地域包括支援センター （主な業務） ・介護予防支援 ・介護予防ケアマネジメント業務 ・総合相談支援業務 ・権利擁護業務 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ↑ 制度横断的な連携ネットワークを構築して実施	福祉なんでも相談センター窓口																				
	障害	相談窓口																					
子育て	相談窓口																						
その他	相談窓口																						
相談業務を実施	相談者への支援																						
高い専門性が求められるケース	多機関の協働による包括的支援体制を充実させ支援																						
複雑に問題が絡み合っているケース																							
総合相談窓口で解決	相談業務終了（場合によっては、継続的な見守りが必要）																						
④相談支援包括化推進員の配置 予定人数	3人																						
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	保健師（看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員																						
⑥相談支援包括化推進員を配置する 相談支援機関の種類・名称	福祉なんでも相談センター																						
⑦事業内容	ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	様々な福祉分野の相談に対して、包括的に対応する窓口を設置。相談内容を解決するために必要な制度やサービスの紹介、内容が複数の分野に関わる場合は、関係部署や関係機関との支援調整、専門職による予約制の相談等を行い、複雑化したニーズに対応していく。また、情報システムを用いて、関係所管課と情報共有を図る。																					
	イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	必要に応じて相談支援包括化推進会議（総合相談調整会議）を行う。また、支援調整会議、地域包括ケア会議、自立支援協議会等の会議を活用し、他機関との連携や支援内容等の検証・調整・見直しを行う。																					
	ウ 自主財源の確保のための取組の概要	ボランティア団体の取組について情報収集をするなど、地域にある社会資源の活用を図る。																					
	エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	相談支援包括化推進会議（総合相談調整会議）や支援の過程で見えてくる地域の課題から、必要な社会資源の検討・創出につなげる。																					
	オ その他	予約制で、市の専門職（理学療法士等）による相談を実施する。																					

<p>⑧事業の 成果目標</p>	<p>包括的な相談支援業務、相談支援包括化推進会議（総合相談調整会議）、支援内容の情報共有を通じて、多機関との協働による複合的な相談事案の解決を図る。</p>
<p>※事業実施2年目の自治体のみ回答してください。 ◎前年度の課題とそれを踏まえた改善点</p>	

## 5. 成果目標の達成状況について

相談内容が複雑な案件について、市保健福祉部各課と委託先である桑名市社会福祉協議会の職員が集まる総合相談調整会議において、支援の方向性などを検討した。また、福祉分野以外の相談も受けることがあるが、他部署への連絡・調整等により、解決を図ることができている。

都道府県名	三重県	市区町村名	名張市
-------	-----	-------	-----

## 1. 自治体の基本情報等

### 1-1. 自治体の基本情報

人口	79,517 (人)	世帯数	33,588 (世帯)		
高齢化率	29.4 (%)	生活保護受給率	7.7 (‰)	高齢化率	29.4 (%)
地縁組織 (自治会、町内会等)加入率	84.23 (%)	公立小学校数	15	公立中学校数	5
地域包括支援センター	直営：1か所				
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1か所 (社協)				

### 1-2. 地域の特徴 (地域性、地場産業、観光等)

<p>名張市は、三重県の西部、伊賀盆地の南西部にあり、大阪へ60km、名古屋へは100kmで、ちょうど近畿・中部両圏の接点に位置していて、山地の多い地勢は新鮮な空気や清らかな水とともに、風光明媚な自然に恵まれている。</p> <p>昭和38年以降には大規模な宅地開発が進み、大阪方面への通勤圏として急速な発展を遂げるとともに、市制発足当時3万人であった人口も、昭和56年度には人口急増率全国1位になるなど発展を続け、8万5千人台まで増加したが、現在では約8万人と減少傾向にある。</p> <p>平成15年合併せずに単独市の道をあゆむことになったのをきっかけに、住民と協働による我が事・丸ごとの地域づくりを進めてきた。</p>
--

## 2. 地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン (「どのような地域をつくるのか」、「何を指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」) の内容等について

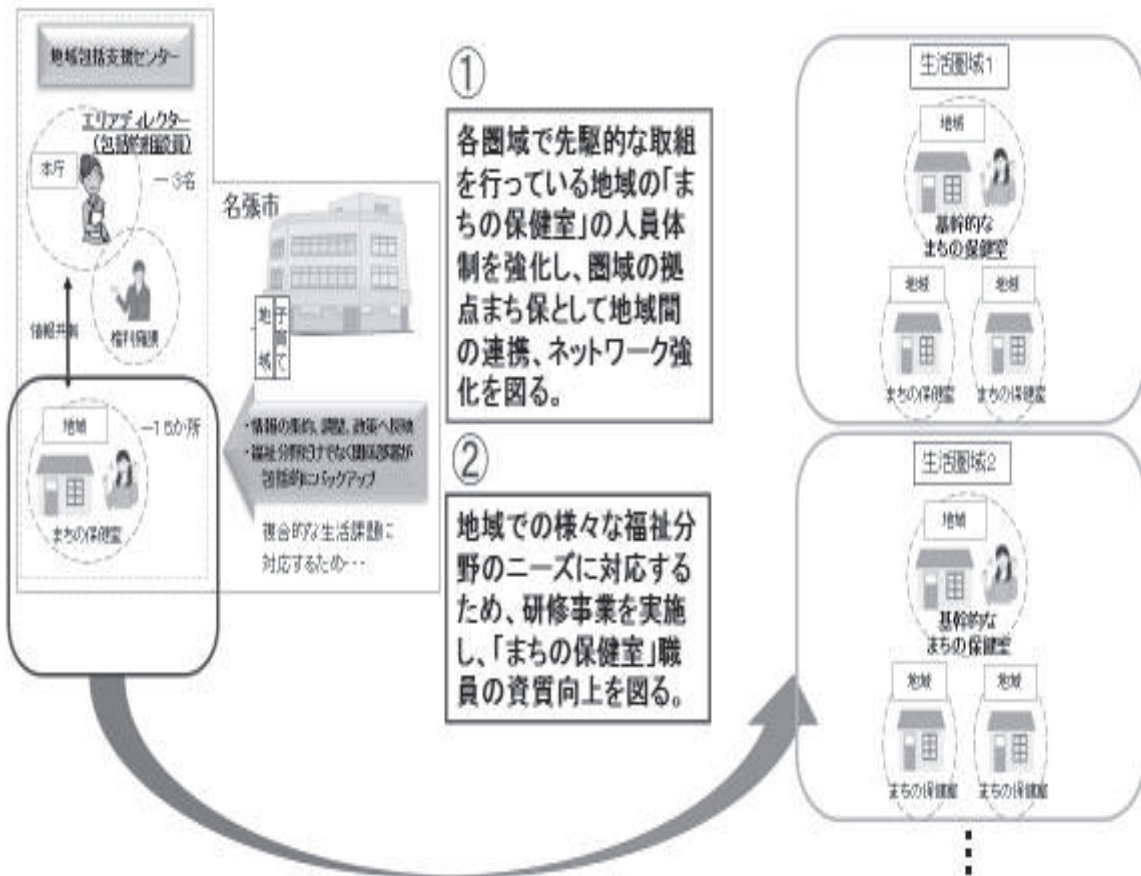
本事業に取り組む目的・狙い	小学校圏域ごとに設置された住民自治組織「地域づくり組織」ごとに地域計画「地域ビジョン」を策定し、地域ごとの理念・目標が設定され、基本方針、将来像等を定めた。それらをまとめたものを市の総合計画地域版とした。本事業では地域ビジョンに沿った取組について、後方支援が出来るよう、専門職の配置等により地域でのネットワークづくりの強化、課題解決能力の向上を図る。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア等の活動の参加、生活支援と介護予防の取り組みの推進、</li> <li>・与えられる福祉から、住民同士ともに創る福祉への転換</li> <li>・地域での活動者の増加と住民同士の相互連携によるコミュニティ機能の向上</li> </ul>
協議状況	ビジョンが市内および市外のメンバー間で広く浸透し、それを意識しながら業務に従事している。

## 3. 地域力強化推進事業について

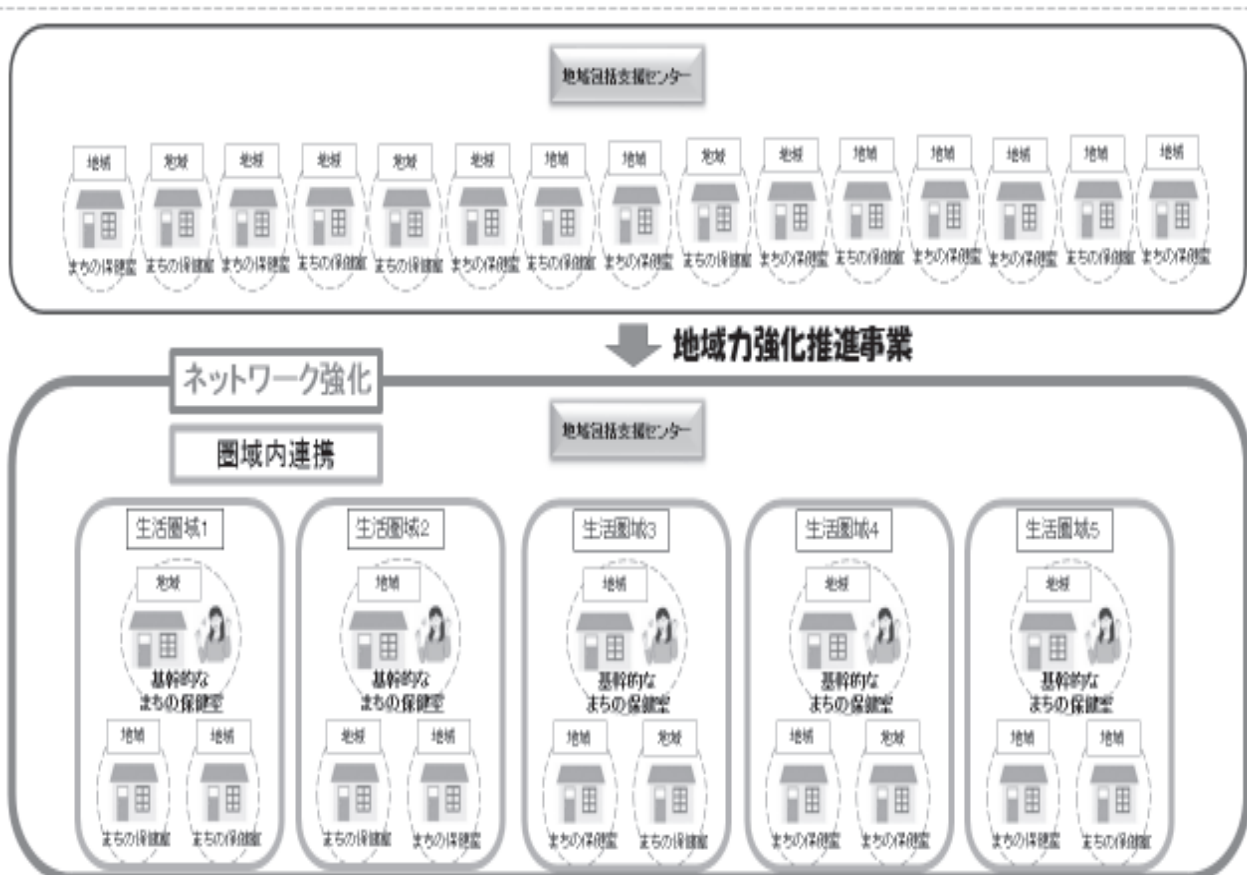
①実施主体 (委託先)	名張市 (一部研修事業については、大学に委託予定)
②事業実施に至った経緯	<p>名張市では、各地域づくり組織において有償ボランティア、配食サービス等生活支援の取組が進展しているが、これらの取組を市全域に展開するためには、活動拠点の整備及び圏域での連携や地域づくり組織間のネットワーク強化が必要であるとともに、各地域において、多様化、複雑化する福祉ニーズを把握し、取り組んでいくことが重要である。</p> <p>こうした地域の取組を支援するために、地域住民による自主活動の拠点として、地域住民による有償ボランティア組織立ち上げ支援を行うとともに、より市民に身近な地域づくり組織の単位で15地域すべてに配置した地域福祉の拠点である「まちの保健室」の機能強化を図り、職員の人材育成を図る。</p>
③事業実施体制 ※注	<p>名張市では、小学校圏域ごとに設置された地域づくり組織が様々な生活支援介護予防の活動を展開するとともに、地域での分野を問わないまちの保健室の相談支援体制に加え、本庁の地域包括支援センターは基幹型包括支援センターとして、障害分野の相談窓口も吸収し、相談窓口をワンストップ化した。</p> <p>これらの取り組みにより、住民一人ひとりの生活に目が行き届く体制が整いつつある。</p>

<p>④事業の対象地域について</p>	<p>&lt;圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）&gt;          小学校圏域15か所ごとに地域づくり組織とまちの保健室を設置している。          きめ細やかな支援、地域の活性化は実現しているが、日常生活圏域（中学校区）単位での圏域内連携、情報共有等を進めることで、地域間のばらつきを解消し、地域福祉推進に資する取り組みとなると考えている。</p>
<p>⑤事業内容</p>	<p>住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）</p> <p>名張市では、平成18年度に地域包括支援センターを設置し、そのランチとして市民により身近な地域づくり組織の市民センター等15地域すべてに地域福祉の拠点として「まちの保健室」を配置し、名張市版ともいえる地域包括ケアシステムを推進している。</p> <p>各地域づくり組織において有償ボランティア、配食サービス等生活支援の取組が進展しているが、これらの取組を市全域に展開するためには、「まちの保健室」の体制強化が必要であり、各圏域で先駆的な取組を行っている地域の「まちの保健室」の人員体制を強化し、圏域の拠点として連携、ネットワーク強化を図るものである。</p> <p>地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）</p> <p>「まちの保健室」は、初期相談、健康づくり・介護予防事業、地域とのネットワークづくり等地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいるが、近年は地域での生活課題も複雑化し、子ども、障害者、生活困窮者。認知症、難病、認知症、DV、虐待、消費者被害等様々な相談内容となっており、様々な福祉分野のニーズに対応するため、職員の資質向上を図るため、大学に委託し、研修事業を実施する。</p> <p>その他</p> <p>自助や公助に加え、既存制度を支える共助の基盤を整備し、生活困窮者等複合的な課題を抱え、支援を必要とする人を可能な限り身近な地域で支える体制を構築するため、各地域での有償ボランティア組織設立に係る経費に対して支援補助を行う。</p>
<p>⑥事業の成果目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各圏域で拠点となる「まちの保健室」の人員体制を強化し、圏域内での連携、地域間のネットワーク強化を図る体制を構築する。</li> <li>・研修事業により、「まちの保健室」職員の資質向上を図り、地域での複雑な生活課題を把握し、福祉ニーズに対応できる人員体制を構築する。</li> <li>・地域住民による自主活動の拠点として、地域住民による有償ボランティア組織立ち上げ支援を行う。</li> </ul>

# 「まちの保健室」基盤強化、機能強化



## 「まちの保健室」基盤強化、機能強化①詳細



#### 4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	名張市
②事業実施に至った経緯	福祉ニーズの多様化、複雑化、担い手の不足など、変化する社会環境に対応するためには、介護や障害、子育て、生活困窮者といった分野の垣根を越えて、市民一人ひとりが抱える複合的な問題を横断的に対応できる仕組みが必要である。
③事業実施体制 ※注	<p>本事業により設置される相談支援包括化推進員(エリアディレクター)により、市内15か所小学校圏域ごとに設置されているまちの保健室の包括的相談支援体制をバックアップし、複合的な生活課題を抱える対象者を地域全体で支援していくことが可能となる。</p> <p>地域での個別ケース会議(エリア会議)の開催を積み重ねることで、顔の見える関係を構築していくことに加え、地域や関係機関との連携を構築するため、全市的な協力の呼びかけを行っている。</p>
④相談支援包括化推進員の配置 予定人数	3名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	<p>&lt;一人ずつ資格、職種、職務経歴等&gt;</p> <p>① 社会福祉士、介護支援専門員、主任、生活保護CW、民児協事務局、厚労省出向</p> <p>② 社会福祉士、精神保健福祉士、室員、地域包括支援センター</p> <p>③ 社会福祉士、室員、地域包括支援センター(元まちの保健室職員)</p>
⑥相談支援包括化推進員を配置する 相談支援機関の種類・名称	地域包括支援センター
⑦事業内容	<p>ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要</p> <p>地域包括ケアシステムを基本に、高齢者、子ども、障害者、生活困窮者、就労支援、認知症、健康づくり、難病、DV、消費者被害等、子どもの貧困、教育に関する相談に対して市直営の地域包括支援センターがワンストップで対応できるよう、相談支援包括化推進員(エリアディレクター)を3名設置し、体制強化を図る。</p> <p>具体的には、市内15か所小学校圏域ごとに設置されているまちの保健室が地域づくり組織(まちづくり協議会)等と連携し、地域の課題や困難ケースを把握する。課題が複雑化し、支援困難なケースについては直営の地域包括支援センターへ情報が集約され、エリアディレクターに引き継がれる。</p> <p>エリアディレクターは相談者の複合的・複雑化した課題を的確に捉え、その解きほぐしと支援の見立てを行うとともに、相談支援包括化推進会議(エリア会議)を利用し、様々な関係専門機関等と連携しながら、必要な支援をコーディネートする「現場の旗振り役」となる。</p> <p>エリアディレクターが対応したケースについては個別の相談記録を作成し、支援の見立て(プラン作成)を行う。</p> <p>エリアディレクターによる必要な見立て(プラン作成)と連絡調整が済めば、ケースは基本的にその地域のまちの保健室が持つことになり、地域づくり組織(まちづくり協議会)や関係専門機関と連携しながら、地域での暮らしを支えていくことになる。</p>
	<p>イ 相談支援包括化推進会議の開催方法</p> <p>個別のケース会議(エリア会議)を積み重ねることで、地域ごとの連携強化を行う取り組みに加え、エリアネットワーク会議という全市的な会議を開催し、それぞれの機関ができることの再認識や、研修を通じて関係機関等の顔の見える関係を構築し、規範統合と連携強化を図っていく。</p>
	<p>ウ 自主財源の確保のための取組の概要</p> <p>社会資源である地域住民同士の互助で取り組む有償ボランティア組織等が自主財源で安定した運営できるよう、エリアディレクターが生活支援コーディネーターと連携し、助言、情報提供等の運営支援を行う。</p>
	<p>エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要</p> <p>複合的・複雑化した課題に対応することを積み重ねることで、地域の課題や必要なサービスが抽出されるため、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターや地域づくり組織(まちづくり協議会)、行政担当部署と連携し、必要な提言を行い、立ち上げ支援には深く関わる予定である。</p>
	<p>オ その他</p>

<p>⑧事業の 成果目標</p>	<p>平成29年2月当市が独自に行った調査（まちの保健室の把握件数）において以下の①～⑤の支援困難ケースは合計111件に上ることが分かった。 これらのケースの減少を目指し、生活の質を高めるため、優先度に応じて順次対応していく。 また、地域の関係者や関係機関等が積極的に関わっていくことで、それらの経験の積み重ねにより、地域の対応力を高めていくことを目標とする。 ①ダブルケア世帯。親の要介護状態の程度は問わず、子育ては就学前とした。 ②65歳以上の親と50代前後の不就労の子の同居世代で、「子が親に依存」している状態世代。 ③18歳～20歳であり、児童養護施設を利用したくても年齢要件で利用できない人。 ④ 支援拒否がある人 ⑤ ゴミが出せずに溜まりはじめている人～ゴミ屋敷に住む人</p>
<p>※事業実施2年目の自治体のみ回答してください。 ◎前年度の課題とそれを踏まえた改善点</p>	<p>相談支援包括化推進員は地域に存在する関係機関の力を引き出し、結果的に地域の課題解決能力を高めていくのが主たる業務だと考える。しかしながら、マクロの成果を目的としつつも、ミクロの個別ケース対応に引っ張られて、本来の目的を意識して動く余裕がない。 複合的な課題を持つケースの調整役ではなく、周囲からは困難ケースの対応者としての役割と認識を持たれている。（ちなみに困難ケースとはほとんどの場合、支援拒否ケースである）</p>

## 名張市地域福祉教育総合支援システム ～エリアディレクターの設置～

平成28年11月 名張市のこれまでのコミュニティ施策、まちの保健室を始めとする福祉施策の集大成として、エリアディレクター（相談支援包括化推進員）3名を地域包括支援センターに配置することで、「名張市地域福祉教育総合支援システム」を構築しました。  
地域づくり組織、まちの保健室と協力し、把握したケースについてエリアディレクターが支援を組み立て、エリア会議を通じて関係者（関係機関）の調整を行います。 ※平成28年度 17件・平成29年度12件（8月現在）  
縦割りの関係者から一歩踏み出した支援を引き出し、地域の課題解決能力を高めます。

**複合的・多面的課題を抱える対象者**

高齢者  
障害者  
子ども  
生活困窮者  
認知症  
健康づくり  
消費者被害  
就業支援

DV  
自殺  
いじめ  
不登校

ワンストップ  
身近な  
地域の  
総合相談

地域包括支援センター

本庁  
エリアディレクター  
(相談支援包括化推進員) × 3名

情報共有

地域 × 3,5か所  
まちの保健室

名張市

地 子 教 就 年 税 保 福  
域 育 育 労 金 金 険 社

・情報の集約、調整、政策へ反映  
・福祉分野だけでなく関係部署が包括的にバックアップ

※エリアディレクター  
地域包括支援センターに配置された社会福祉士3名が主に地域の相談支援機関のコーディネート業務を担う。

財源は生活困窮者就業準備支援事業費等補助金（多機関の協働による包括的支援体制構築事業）

18

---

## エリアネットワーク会議(相談支援包括化推進会議)

課題に応じて警察、児童相談所、保健所など国・県の関係専門機関も含めた地域の関係者による個別案件のエリア会議を迅速に開催できるようネットワーク構築のための広域の会議等も随時開催し、地域共生社会実現に向けた協力を呼び掛けています。

**エリアネットワーク**  
【地域ごとに】

複合的・多面的課題の例・・・  
子どもの貧困対策 健康づくり  
子育て支援 認知症 不登校

分科会による相談  
地域づくり組織  
地域の課題を検討する各種会議

会議参加・開催  
地域連携強化  
協力を促す関係づくり

まちの保健室  
地域包括支援センター  
エリアディレクター  
(相談支援包括化推進員)

一方的な対応ではなく、  
「お互い高めあえる関係づくり」を目指し

地域や協議体からの「気づき」

福祉		医療		教育		各種団体・施設	
民生委員・児童委員協議会	社会福祉協議会	民生児童委員協議会	社会福祉協議会	市立保育所	公立保育園	名張市立図書館	公民館
民生児童委員協議会	社会福祉協議会	民生児童委員協議会	社会福祉協議会	市立保育所	公立保育園	名張市立図書館	公民館
民生児童委員協議会	社会福祉協議会	民生児童委員協議会	社会福祉協議会	市立保育所	公立保育園	名張市立図書館	公民館

19

## エリアネットワーク会議(相談支援包括化推進会議)



平成28年10月  
エリアネットワーク会議  
○市内75の民間事業所・関係機関・団体等の代表が一同に会し、それぞれの取組を発表するとともに、地域共生社会の構築に向けて共通認識を持ち取り組むことを確認した。



平成29年9月厚生労働事務次官講演会  
○厚生労働省の蒲原事務次官による講演と、鈴木英敬三重県知事もお招きし、市長との鼎談を企画。「地域共生社会の実現に向けて」というテーマで3者による活発な議論に市民320名が聞き入った。



平成28年11月 教福連携名張サミット  
○三重県知事 鈴木英敬  
厚生労働省 定塚由美子社会局長  
文部科学省 生涯学習政策局 西井知紀社会教育課長  
をお招きし、市内ホールにて市民や関係者750名が参加のもと、地域福祉教育総合支援システムのキックオフ大会を盛大に行なった。



平成29年9月  
○厚生労働省 濱谷老健局長をお招きし、地域包括ケアシステム強化法共生社会の構築について講演いただいた。



平成29年8月  
農福連携・農泊推進 講演会  
農水省都市農村交流課 日置課長をお招きし、共生社会推進の一環として福祉が行う農業や、農業の持つ資源の更なる有効活用によってすべての人々の社会参加を回り、働く場所や人材の確保を狙った。農山村と都市との共生を推進する農泊の取組を推進した。 20

### 5. 成果目標の達成状況について

【多機関の協働による包括的支援体制構築事業として】

●エリアディレクター（相談支援包括化推進員）による平成29年度エリア会議（多機関が協働し課題解決にあたる個別会議）の開催19件（平成30年1月4日現在）

●エリアディレクターによるエリアネットワーク会議（相談支援包括化推進会議）の開催

〈開催形式〉エリアネットワーク会議、名張教福連携サミット、農福連携講演会、  
厚生労働事務次官鼎談、厚生労働省老健局長講演会、  
同志社大学永田准教授による講演会（年2回）

〈実施内容〉地域共生社会実現に向けての啓発（関係機関や地域住民対象）

〈開催頻度〉年7回開催予定

【地域力強化推進事業として】

●まちの保健室の職員について3名雇用（7月、9月、11月採用）し、圏域内での連携、地域間のネットワーク強化を図る体制を構築した。

●同志社大学へ研修事業を委託し、各相談支援機関に対し、講演会やグループワークを行っている。

〈開催頻度〉平成29年度5回開催

〈開催内容〉「地域共生社会の実現について」同志社大学 永田祐准教授による講演  
各相談支援機関職員対象のグループワーク

●有償ボランティア立ち上げ支援 本年度2地域（薦原、赤目地区）支援し有償ボランティアは15地域中9地域で実施される予定。



都道府県名	三重県	市区町村名	いなべ市
-------	-----	-------	------

## 1. 自治体の基本情報等

### 1-1. 自治体の基本情報

人口	45,721 (人)	世帯数	17,482 (世帯)		
高齢化率	26.14 (%)	生活保護受給率	3.1 (‰)	面積	220 (k m <sup>2</sup> )
地縁組織 (自治会、町内会等) 加入率	69.04 (%)	公立小学校数	11	公立中学校数	4
地域包括支援センター	委託：1 か所 (社協)				
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1 か所 (社協)				

### 1-2. 地域の特徴 (地域性、地場産業、観光等)

<p>平成 15 年 12 月 1 日に北勢町、員弁町、大安町及び藤原町が合併していなべ市が誕生しました。</p> <p>いなべ市は、三重県の北の玄関口、中部圏域の一面に位置し、地理的条件から、積極的な企業(工場)立地とともに、自然環境を生かした観光産業や農業の振興を推進しています。</p> <p>さらに、地域と連携し、生きる力をはぐくむ教育・福祉、自然と調和した快適な生活環境の整備、市の財産や市民を守る防災活動など、市民の暮らしを支える活動を促進しています。</p>
--

## 2. 地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン(「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」)の内容等について

本事業に取り組み目的・狙い	高齢者等が要介護状態となっても住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民が自主的かつ主体的に運営し、地域の課題を地域で話し合う機会を持ち、その中で課題解決に向けた取組を検討しながら活動につなげていけるよう、基盤づくりを全市的に進めていく。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	困り事の相談や何かの時の支えなど、介護サービスや生活支援サービスだけに頼るのではなく、近所同士の見守りや自治会内での支えあいなど、互助の取組が重要であることを地域住民が気づき、まずは課題の共有、話し合いの場づくりを主体的に実施してもらおう。
協議状況	庁内で協議している。

## 3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	いなべ市 (いなべ市社会福祉協議会に一部委託)
②事業実施に至った経緯	これまでは社協事業として、各地区での福祉委員会立上げの支援を行っていたが、市内全域へ事業を浸透させることが難しく、平成 28 年度末で 4 か所のみでの設置であったため、市事業として全市的に設置を促進することとした。

<p>③事業実施体制 ※注</p>	
<p>④事業の対象地域について</p>	<p>&lt;圏域の考え方と設定内容（人口や面積等）&gt;        最も身近で、かつ、地域のつながりが強い範囲である自治体単位を基本圏域とする。（市内119地区）        複数の自治会による共同実施も可能とするが、住民同士の顔が見える範囲、意識が及びエリアでの設置を基本とする。</p>
<p>⑤事業内容</p>	<p>住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）        自治体単位を基本圏域として、自治会役員、民生委員児童委員・主任児童委員、老人会役員、ボランティア、サロン主催者等で構成する福祉委員会を設置推進し、地域住民が自主的かつ主体的に運営を行い、地域の課題を地域で話し合いながら、解決に向けた取組、活動につながっていくよう、市と社協が協働し、地域に入ってコーディネートを行っていく。        そこで把握された地域課題等については、市、社協、地域包括支援センターほか、市関係部署で共有し、課題解決に向けて検討を行うほか、地域へのフィードバックと支援を行っていく。</p> <p>地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）        平成31年度以降に実施予定。</p> <p>その他        —</p>
<p>⑥事業の成果目標</p>	<p>福祉委員会の設置箇所数と各地区での開催回数。</p>

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

<p>①実施主体 （委託先）</p>	<p>未実施</p>
------------------------	------------

## 5. 成果目標の達成状況について

【事業の成果目標：福祉委員会の設置箇所数と各地区での開催回数】

平成29年度1月5日現在実績 福祉委員会設置地区数20／119自治会

### ○福祉委員会登録票提出地区18自治会

〈北勢〉

鼓⇒2回開催、南中津原⇒1回開催、一之坂⇒2回開催、小原一色⇒1回開催、其原⇒0回開催

〈藤原〉

坂本：平成24年度設置⇒4回開催、本郷：平成28年度設置⇒4回開催、山口⇒1回開催

旧立田小学校区（篠立、古田）：平成18年度設置⇒0回開催

〈大安〉

中央ヶ丘：平成25年度設置⇒5回開催、丹生川片樋⇒2回開催、北垣内⇒1回開催

戸井⇒1回開催、大井田⇒0回開催、小原⇒0回開催

〈員弁〉

北金井⇒3回開催、楚原⇒1回開催

### ○福祉委員会登録票未提出地区2自治会

〈北勢〉

麓村

〈藤原〉

東禅寺

都道府県名	三重県	市区町村名	伊賀市
-------	-----	-------	-----

## 1. 自治体の基本情報等

### 1-1. 自治体の基本情報

人口	93,120 (人)	世帯数	39,946 (世帯)		
高齢化率	31.6 (%)	生活保護受給率	9.2 (‰)	面積	558.31 (k m <sup>2</sup> )
地縁組織 (自治会、町内会等) 加入率	83.7 (%)	公立小学校数	21	公立中学校数	10
地域包括支援センター	直営: 3 か所				
生活困窮者自立相談支援事業	直営: 1 か所				

### 1-2. 地域の特徴 (地域性、地場産業、観光等)

<p>伊賀市は、京都・奈良や伊勢を結ぶ大和街道・伊賀街道・初瀬街道を有し、古来より都 (飛鳥、奈良、京都など) に隣接する地域として、また、交通の要衝として、江戸時代には藤堂家の城下町、伊勢神宮参拝者の宿場町として栄えてきました。</p> <p>こうした地理的・歴史的背景から京・大和文化の影響を強く受けながらも、独自の文化を磨き醸成してきたまちでもあります。</p> <p>また伊賀忍者や松尾芭蕉のふるさととしても知られ、国内外から多くの観光客が訪れます。</p>
---

## 2. 地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン (「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」) の内容等について

本事業に取り組み目的・狙い	すべての市民が 住みなれた地域で 安心して 人生の最後まで 暮らせる まちづくり
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	すべての市民が自分らしい生活ができるまちづくり まちづくりに関わるすべての市民の主体的な参加をめざす
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者 (委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等) と協議している。

## 3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	伊賀市 (伊賀市社会福祉協議会)
②事業実施に至った経緯	伊賀市では、第2次伊賀市地域福祉計画 (平成23~27年度) に基づき、平成25年度から伊賀市社会福祉協議会が中心となり、地域が主体的に地域課題を把握し、地域自らが課題解決に向けた検討を行う、地域福祉ネットワーク会議の立ち上げ支援を行ってきた。ただし、取り組み当初では、支援を行うための専任職員の配置は難しく、兼務での対応となっていたため、市全域での地域福祉ネットワーク会議の立ち上げに苦慮していた。
③事業実施体制 ※注	
④事業の対象地域について	<圏域の考え方と設定内容 (人口や面積等)> 伊賀市内に39ある住民自治協議会単位 人口 487人~12,512人 面積 0.20k m <sup>2</sup> ~47.24k m <sup>2</sup>

⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	地域が主体的に、地域課題を把握するための調査（または、地域と伊賀市社会福祉協議会の協働による調査）を行い、把握した課題について地域全体で考え、地域自らが課題解決に向けた検討を行う場として、市全域に地域福祉ネットワーク会議の設置を目指しており第3次伊賀市地域福祉計画（平成28～32年度）に位置づけている。そのため、地域福祉ネットワーク会議の立ち上げ及び設立後の運営支援を目的に、伊賀市社会福祉協議会に地域を支援するための専任職員を配置するとともに、活動支援につながるよう地域福祉活動拠点づくりを進めることとしている。 なお、活動拠点づくりに際しては、本市における公共施設の適正化も踏まえ、住みなれた地域に所在する公共施設跡地を活用することにより、これまで以上に住民が地域福祉活動に参加しやすい環境づくりに努め、住民主体の地域福祉活動の活性化を目指している。
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	地域課題の解決に向けて、地域自らが地域課題の解決に向けた取り組みを行うことに合わせ、その活動を支援するため伊賀市社会福祉協議会に配置する地域福祉コーディネーターが地域に入ることにより、地域内の個別の困りごとについても、本市における相談支援の最初の窓口である地域包括支援センターへつなぐ役割も担うことが期待される。 また、住民の身近な公共施設跡を活動拠点として整備し、多くの住民が参加しやすい環境づくりに努めるなど、住民が困りごとを相談するきっかけづくりに資することができる。 さらに、地域における自治組織との連動・連携・協働により、福祉面からの視点だけではなく、あらゆる生活課題に関する視点なども踏まえた情報交換・共有などにより、福祉における課題解決に加え、地域全体の課題解決にもつながることが見込まれる。
	その他	
⑥事業の成果目標		伊賀市内全域の住民自治組織単位（39地区）で地域福祉ネットワーク会議の立ち上げを目標とし、今年度では6団体において設立を目指す。（設置済：22地区）

#### 4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	伊賀市
②事業実施に至った経緯	子育て、障がい、介護、健康、生活困窮、認知症及び虐待などの最初の窓口として、市内3箇所（中部・東部・南部）に地域包括支援センターを設置しているが、集約された相談解決に多機関との連携が必要な事例については、福祉相談調整課が相談事案を調整する会議を開催し、必要な窓口へつなぐこととしている。しかし、各地域包括支援センターの相互連携をより強固にすることや、福祉相談調整課においても、相談事案解決のさらなる迅速な解決、見えてきた課題などを関連施策の見直しにつなげることなど、各課題の解消が求められている。
③事業実施体制 ※注	
④相談支援包括化推進員の配置 予定人数	5人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	<一人ずつ資格、職種、職務経歴等> 社会福祉士 1名・保健師 4名
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	地域包括支援センター・福祉相談調整課

⑦事業内容	ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	相談の最初の窓口として地域包括支援センターを中部・東部・南部の市内3箇所に設置しているが、さらなる3つの窓口相互の連携強化のため、相談支援包括化推進員を中部、東部および南部サテライトにそれぞれ1人配置することで、機関相互の連携をより強固なものにブラッシュアップする。 また、複合的な問題の迅速な解決に向け、福祉相談調整課内に相談事案調整担当として相談支援包括化支援員（社会福祉士1人 保健師1人）を2人配置する。
	イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	複合的な相談事案の場合、福祉相談調整課が、随時、相談支援包括化推進会議（相談事案を調整する会議）を開催すると同時に、それぞれの機関が受け持つ支援方法や役割を明確にし、早期解決につなげる。 （平成28年度での同様の調整会議開催実績は、26回）
	ウ 自主財源の確保のための取組の概要	平成28年策定の第3次伊賀市地域福祉計画にも盛り込んでおり、地域自らによる地域福祉活動を高めるため、地域福祉財源を創出し、循環するしくみづくりを進める。
	エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	個別支援から見えてくる課題を、伊賀市社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが行う地域支援を通して、住民自治協議会単位に設置及び設置予定の協議体において、地域で必要な社会資源の検討・創出につなげる。
	オ その他	伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略と連動し、平成28年4月から子育て支援体制の強化にともなう部局を設置するとともに、相談支援包括化推進員を福祉相談調整課に担当として2人、最初の窓口となる地域包括支援センターの中部、東部および南部サテライトにそれぞれ1人配置し、相互機関の連携を強化している。
⑧事業の成果目標	引き続き今後も福祉の総合相談窓口の役割を継続し、複合的な相談事案の解決に努める。 また、相談事案など個別支援から見えてきた課題は、地域支援や市全体の施策に反映していく。 今後は、福祉の総合相談窓口としてだけでなく、人権担当部署や外国人担当部署などあらゆる部署との連携も検討していく予定である。	
※事業実施2年目の自治体のみ回答してください。 ◎前年度の課題とそれを踏まえた改善点	個別支援から見えてくる課題から地域課題の発見や施策等の検討につなげる福祉施策調整会議に、本年度からより先進的な視点を取り入れるため学識経験者に参加をお願いした。今後もこのサイクルを継続し、地域課題の解決に向けた新たな施策の創出をめざす。	

## 5. 成果目標の達成状況について

### 地域力強化推進事業

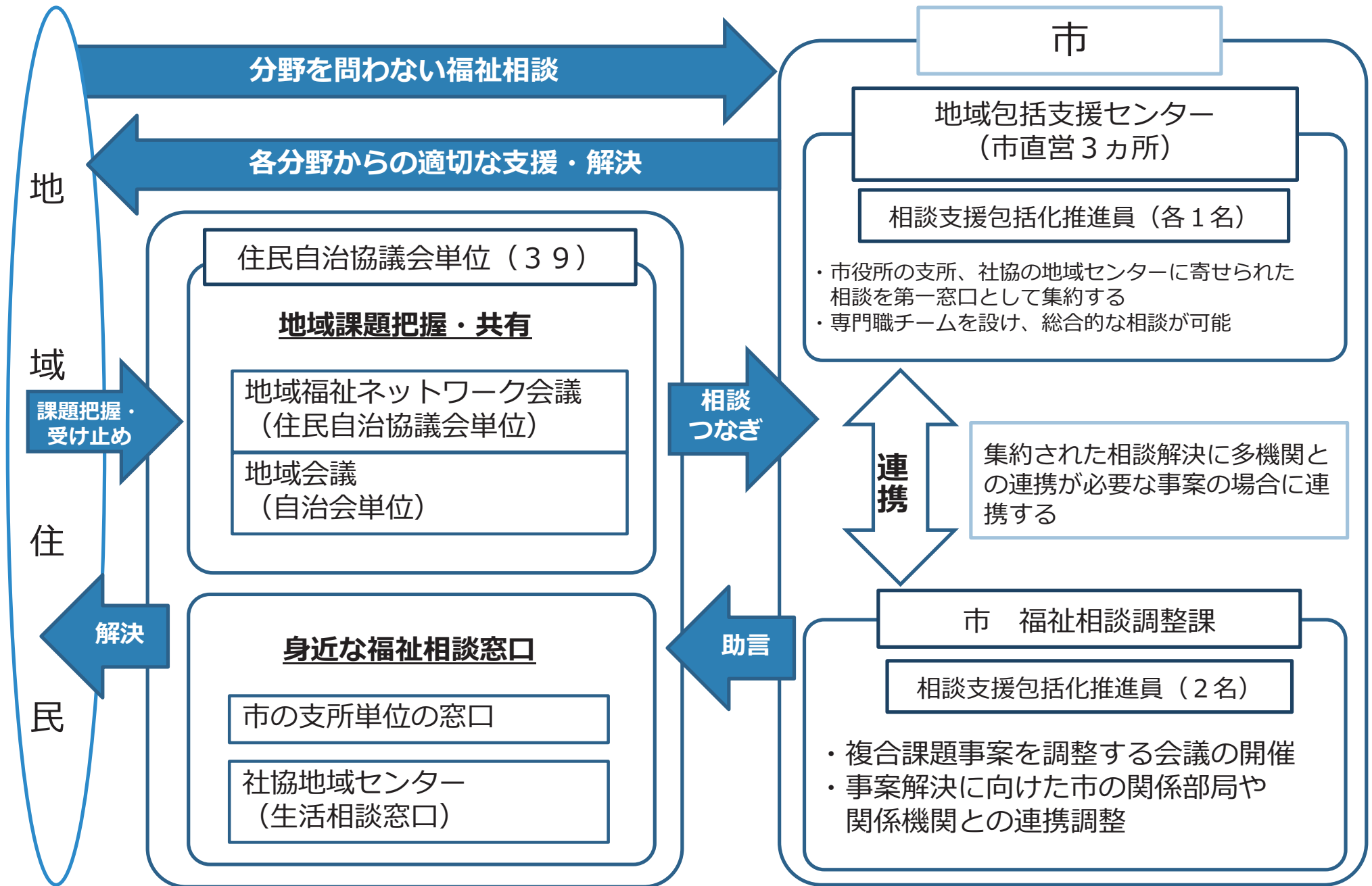
39の住民自治協議会単位で地域福祉ネットワーク会議の立ち上げを目標とし、現在26団体で立ち上げ済み。本年度中に立ち上げ予定の団体が2、3団体あり、継続して支援している。

また、地域福祉ネットワーク会議立ち上げ後もそれぞれの地域独自の取り組みを進めるため、継続的に運営支援を行っている。

### 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

平成29年度に相談事案など個別支援から見えてきた課題（8案件）を、本年度の福祉施策調整会議で検討を行った。うち3つの案件については対応済となり、残りの案件についても検討した対応策により継続して対応している。

# 地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



都道府県名	三重県	市区町村名	御浜町
-------	-----	-------	-----

## 1. 自治体の基本情報等

### 1-1. 自治体の基本情報

人口	8,889 (人)	世帯数	4,253 (世帯)		
高齢化率	37.29 (%)	生活保護受給率	5.2 (‰)	面積	88.13 (k m <sup>2</sup> )
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	(%)	公立小学校数	4	公立中学校数	3
地域包括支援センター	直営(保険者である広域連合からの委託): 1か所				
生活困窮者自立相談支援事業	県の福祉事務所から県社協へ委託して実施				

### 1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>当町は三重県の南端にあり、紀伊山地を背に太平洋を臨み、七里御浜の中間部に位置し、古くから柑橘類の栽培が盛んで「年中みかんのとれるまち」として典型的な海洋性気候で降雪はほとんどなく、温暖で雨の多い地域である。</p>
--

## 2. 地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン(「どのような地域をつくるのか」、「何を指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」)の内容等について

本事業に取り組み目的・狙い	相談支援全般に関わる中で、様々な専門分野での相談業務は実施されてきているが、相談には複合的な問題を抱えるケースであったり、制度の隙間をつくような問題を抱えるケースも多い。当事業を通じて、相談体制の仕組みを確立することで、複合的な相談や専門分野に属さない相談にも横断的に対応する位置づけを明確に位置づけることができ、対応する部署を明確化することができる。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	総合的に関わる形を明確にし、地域福祉計画・地域福祉活動計画とも連動した形で、生活支援コーディネーターとの連携なども図りながら、専門分野の枠を超えて、横断的に課題解決や地域づくりを進めていくきっかけづくりにしたい。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者(委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等)と協議している。

## 3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	未実施
------------	-----

## 4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	御浜町(御浜町社会福祉協議会)
②事業実施に至った経緯	昨年度、町と社会福祉協議会が一体計画として策定を行った第3次地域福祉(活動)計画をまとめる過程において、複合的な課題を抱える世帯への支援対策等の必要性があがり、多職種が協働しながら、総合的に関わる必要について検討することとしていたところ、当事業の趣旨と合致するところが多くあり、事業としての位置づけも明確化されることから、実施することとした。
③事業実施体制※注	事業を社会福祉協議会に委託し、地域福祉担当職員1名と障がい担当職員1名との2名を兼務により推進員として配置。また、生活支援コーディネーターも社会福祉協議会に配置していることから、協議体や推進会議、地域福祉関係の内部会議等、様々な分野との連携を図り、幅広い課題に対して包括的な支援を行う体制構築を目指す。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2名(兼務)
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	① 社会福祉協議会において4年間の介護業務と5年間の地域福祉業務。生活困窮や権利擁護に関する相談支援を行っている。(資格:社会福祉士・介護福祉士) ② 前職での6年間の介護業務と社会福祉協議会での2年間の介護業務の後、3年前より介護支援専門員としての業務にあたり、今年度からは障がい者特定相談支援業務を兼務。(資格:介護福祉士・介護支援専門員)



<b>◎相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称</b>	種類：社会福祉協議会 名称：御浜町社会福祉協議会	
<b>⑦事業内容</b>	ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	地域課題等について、今後新たに位置づける総合相談所や推進会議メンバーとの連絡を密にとり、地域包括支援センターや民生委員等とも連携を図りながら把握に努め、事業所や地域等にも周知を行いながら連携体制の構築を図る。
	イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	地域福祉（活動）計画で取り組むべき活動の一つとして本事業を位置づけることとしており、計画推進委員会（仮）と一体的に開催できればと考えている。
	ウ 自主財源の確保のための取組の概要	実態把握をする中で、必要な資源の確保や事業展開に必要なものについては、共同募金配分金や社協会費、社会福祉充実財産当の活用ができればと考えている。
	エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	現在、様々なたまり場があるものの、社会的な孤立状態にある全ての方のニーズに即しているわけではないので、就労支援等も視野に入れながら、生活支援コーディネーター等とも連携をはかり、必要な社会資源の開発等に努めていく。
	オ その他	推進員の資質向上は基より、他機関等において相談対応を行っている職員や相談員の研修を実施する。
<b>⑧事業の成果目標</b>	現在の把握及び何らかの形で関わっているケースが10件程であることから、調査を進めていくことで20件程度の把握、支援を行うこととする。その過程で、地域課題等の把握もまとめていくこととする。	
<b>※事業実施2年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点</b>		

## 5. 成果目標の達成状況について

社会福祉協議会に設置した窓口を「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」における総合相談所として位置づけたことにより、役割が明確となり、生活困窮やなんからの障がいがあると思われる方、複合的な課題を抱える世帯の相談対応がスムーズになり、対象となる相談実績として、9月以降17件の相談があった。

相談ルートとしては、行政や介護支援専門員が多くなっており、新規ケースと以前からのケースを整理しながら、2名の相談支援包括化推進員と生活支援コーディネーターが中心となり、ケースに応じた専門職を招集し会議を開催し、支援方針の整理と役割分担、情報共有の方法を検討している。なお、現在まで開催した会議メンバーや意見交換を進めた専門職としては、行政障がい者担当、行政税務担当、地域包括支援センター、介護支援専門員、病院ワーカー、生活保護ワーカー、日常生活自立支援事業専門員、民生委員児童委員等となっている。

また、相談内容に応じて、行政窓口を中心とした対応にするのか、社会福祉協議会で対応するのかを整理できるよう、役割分担を両社で共有しながら対応にあたることができた。

これらそれぞれの課題を個別のケースの課題としてとらえるのではなく地域課題としてとらえ、ボランティアや担い手養成、サービス検討を行うことで、地域力の強化につなげていくほか、地域福祉（活動）計画に絡めたり、生活支援体制整備事業と連動するような体制づくりを進めました。

都道府県名	滋賀県	市区町村名	彦根市
-------	-----	-------	-----

## 1. 自治体の基本情報等

### 1-1. 自治体の基本情報

人口	112,660 (人)	世帯数	46,539 (世帯)		
高齢化率	23.9 (%)	生活保護受給率	8.1 (‰)	面積	196.87 (k m <sup>2</sup> )
地縁組織 (自治会、町内会等) 加入率	(%)	公立小学校数	17	公立中学校数	6
地域包括支援センター	委託：6 か所				
生活困窮者自立相談支援事業	直営：1 か所				

### 1-2. 地域の特徴 (地域性、地場産業、観光等)

<p>国宝の彦根城をはじめ歴史的町並みを有する市北部、新興住宅地が多い市中部、農村集落が大半を占める市南部にわかれ、市内でも地域性に違いが見受けられる。産業面においては、3Bと言われる仏壇、バルブ、ブラジャー (縫製) の地場産業が発展を遂げたが、安価な外国製品の流通により、地元製造業が低迷し、現在は地場産業の伝統産業の維持に努めている。地元産業における雇用は将来の見通しがつかず低迷しているものの、飲食店や小売業、警備事業等のサービス産業の雇用が増加傾向にあり、彦根職業公共安定所管内は、県下においても有効求人倍率は高い (H29.5 時点 1.70 倍)。高齢化率は平成 29 年 3 月時点で 23.9%</p>
--

## 2. 地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン (「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」) の内容等について

本事業に取り組み目的・狙い	平成 27 年 4 月 1 日の生活困窮者自立支援法施行後、本市では家計相談支援事業を除く全事業に取り組み一定の成果を挙げてきた。また、平成 29 年 4 月からは家計相談支援事業にも取り組み、本市における包括的支援体制の更なる強化を図るところであるが、住民を主体とする地域力の強化が今後の大きな課題である。第 2 次彦根市地域福祉計画でも、地域レベルにおけるつながりを深め、助け合う地域となるような取組を行い、支えあい、信頼しあい、つながりあえるまちづくりを目標としており、地域で発生している問題について、他人事と考えず、一番に地域住民が我がごととして捉え解決を図ることを目指している。よって、住民主体によるボランティアや事業所等と連携し、これらが中心となって見守りと地域レベルでの問題解決を図っていける枠組みを構築するものである。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域の困りごとを自分事のように捉えられる意識の変化。また、住民主体による見守り合いの関係作りやちょっとした困りごとをボランティアや地域住民で考え取り組める変化を起こしたい。行政、各専門機関、住民が一緒になって地域の課題に取り組めるような変化を起こしたい。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者 (委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等) と協議している。

## 3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	社会福祉法人彦根市社会福祉協議会
②事業実施に至った経緯	2-2 本事業に取り組み目的・狙いのおり
③事業実施体制 ※注	別紙「実施体制イメージ図」のおり
④事業の対象地域について	<p>&lt;圏域の考え方と設定内容 (人口や面積等) &gt;</p> <p>1-1 自治体の基本情報のおり (対象地域は市域)</p> <p>※なお圏域の考え方については、各小学校区 (2,613~12,603 人)</p> <p>次年度はモデル地区に指定した地域 (小学校区) で事業に取り込む予定</p>

⑤事業内容	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）	別紙「委託仕様書」のとおり
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	別紙「委託仕様書」のとおり
	その他	
⑥事業の成果目標	地域の課題や困りごとの解決に向け、住民個人や自治会、ボランティアグループ・NPO、民生委員児童委員、さらには事業所が、それぞれの立場で「我が事」として取り組んでいく地域を目指す。	

#### 4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	彦根市 （彦根市社会福祉協議会）	
②事業実施に至った経緯	平成27年4月1日の生活困窮者自立支援法施行後、本市の自立相談支援機関における相談支援については、庁内に相談推進委員会を設けるとともに、地域包括支援センター等の庁外関係機関と連携を図り、アウトリーチによる早期発見と早期支援に努めてきたところである。一方で、「制度の狭間」で支援に繋がらず何とか暮らしている、適切なサービスを受けられずいわゆる「たらい回し」といった状態にあるとの声も多く聞こえてくることから、今後ネットワークからの連絡体制を今以上に強化し、多様な手法で早期かつ積極的に把握し、必要な支援をコーディネートする中で、地域力強化推進事業と連携し、地域力を中心とした包括的な支援体制の構築を進めていくもの。	
③事業実施体制※注	別紙「総合相談 体制図」のとおり	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	＜一人ずつ資格、職種、職務経歴等＞ 社会福祉士	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	彦根市社会福祉協議会	
⑦事業内容	ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	別紙「委託仕様書」のとおり
	イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	別紙「委託仕様書」のとおり
	ウ 自主財源の確保のための取組の概要	別紙「委託仕様書」のとおり

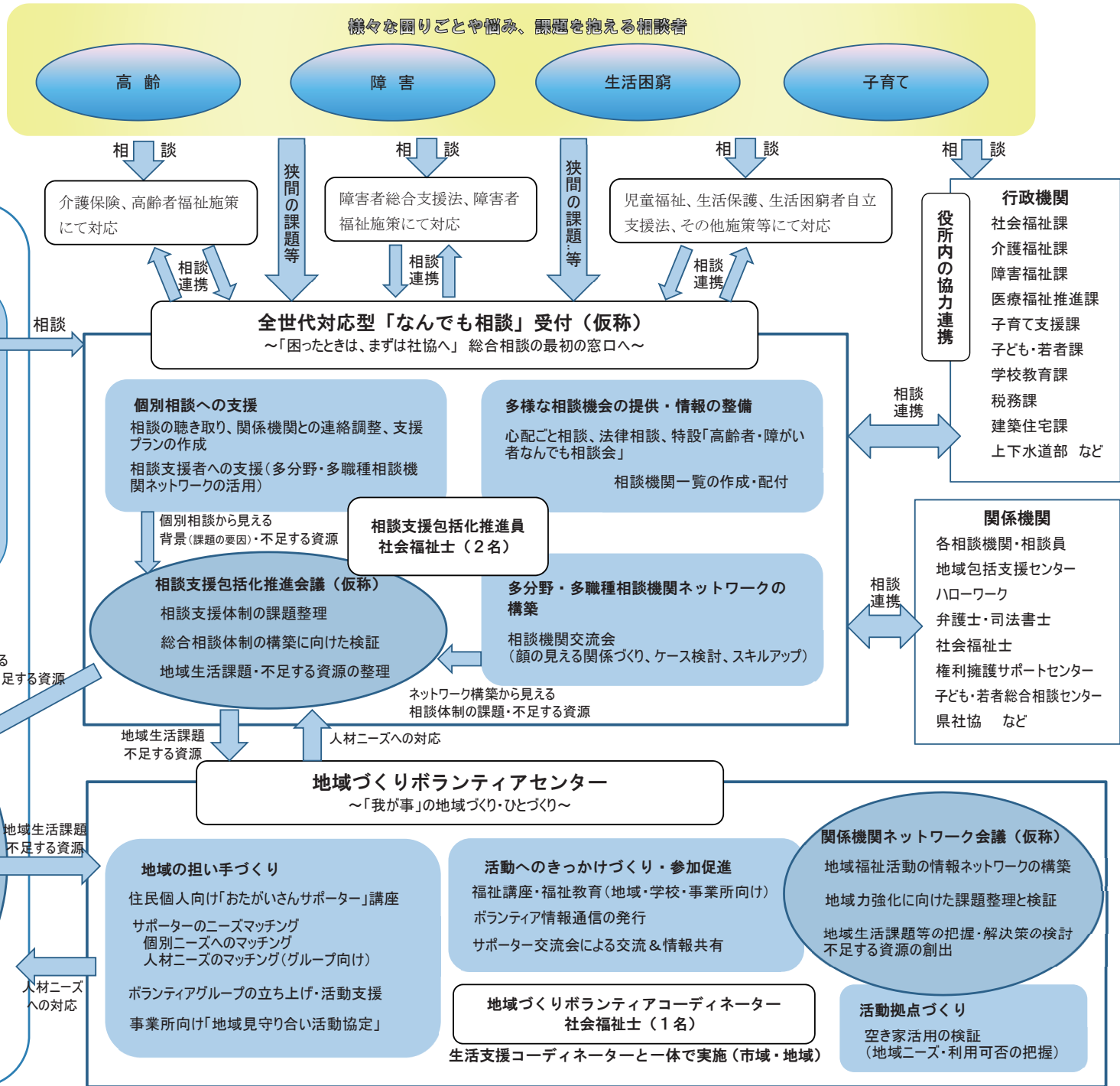
工 新たな社会資源の創出のための取組の概要	別紙「委託仕様書」のとおり
オ その他	
⑧事業の成果目標	「制度の狭間」で支援に繋がらず何とか暮らしている、適切なサービスを受けられずいわゆる「たらい回し」とならないよう、ネットワークを活用した連絡・支援体制を強化し、多様な手法で早期かつ積極的に把握し、必要な支援をコーディネートする中で、地域力強化推進事業と連携し、地域力を中心とした包括的な支援体制の構築を進めていく。複合的な課題を抱える者に対する相談件数について年間 240 件、支援の終結件数は 48 件を目標とする。
※事業実施 2 年目の自治体のみ回答してください。 ◎前年度の課題とそれを踏まえた改善点	

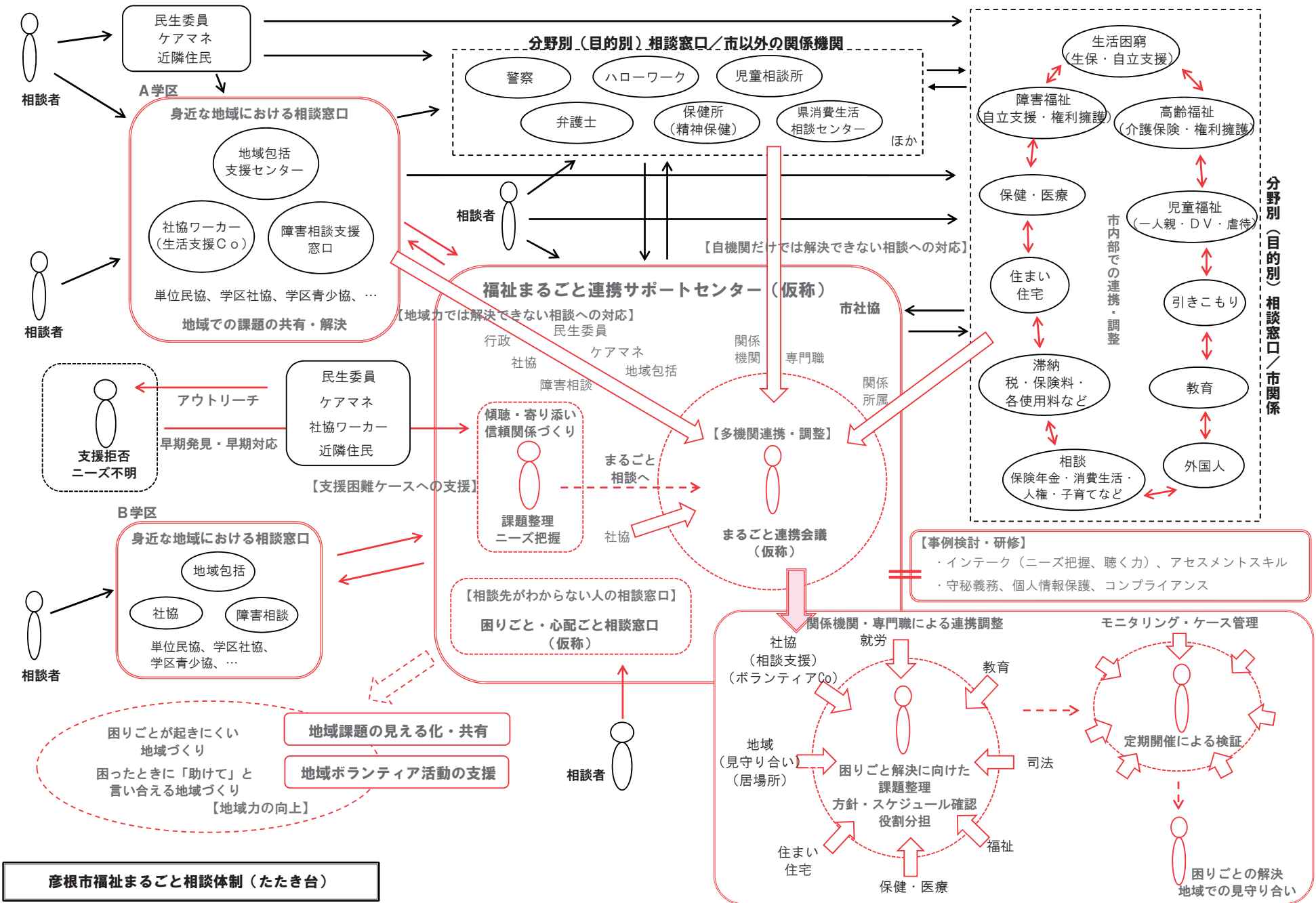
## 5. 成果目標の達成状況について

<p>○地域力強化推進事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・おたがいさんサポーター講座（基礎 2 回、ステップアップ講座 8 回）を開催。おたがいさんサポーター登録者数も 97 名となり、地域の見守り合い（地域の課題を我が事のように）の意識を高めていく地域作りが進んできている。また、「見守り合い活動推進事業」の一環として「振り返り会」を実践し、地域課題の“見える化”と住民同士での課題共有が徐々に進んできている。</li> <li>・福祉教育では、小学校 46 回・中学校 1 回と 47 回実施。「福祉について」や「障害の理解」、「車いすの体験」等を行い、次世代も見据えた子ども世代からの地域力強化の実施に取り組んでいる。また、地域（小学校区、自治会単位向け）での出前講座についても 42 回実施。住民が主体的に地域の課題に取り組んでいけるような講座（見守り合い等）を実施している。そのことから、地域での見守り合い活動（サロンや見守り訪問等）が増加している。（※見守り合い活動推進事業として取組自治会数：22 自治会）</li> <li>・ボランティア相談や地域の困りごとのアウトリーチを通じて、生活支援ニーズの把握にも取り組んでいる。送迎ボランティアのニーズについては、公共交通の機能に課題がある地域を対象に、住民の支え合いの中でできることを含め検討する機会を設けるなどして取り組んでいる。住民の意識としても、「自分の地域で困っている人がいるのなら何とかしたい」との声も上がってきており、地域課題を我が事のように考える地域も増えてきている。また、次年度のモデル地区予定の地域では、「ちょっとした困りごと」の解決に向けた取り組みを住民主体で行っていきたいとの声から、人材バンクの立ち上げに至っている。</li> <li>・行政やボランティア団体等が、把握しているそれぞれの社会資源情報においてもあまり共有化が図れていない現状もあったが、ネットワーク会議等を開催したことで情報共有や連携の在り方について、少しずつではあるが、情報等の連携がスムーズに図れるような雰囲気になってきている。</li> </ul>
<p>○多機関の協働による包括的支援体制構築事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワークを活用した連絡・支援体制の強化については、年 3 回相談機関交流会を開催して相談機関同士の強みを知り合うことができた。また、相談機関窓口紹介名簿（暫定版）が発行できたことにより更に連携体制が強化できた。</li> <li>・多様な手法で早期かつ積極的に把握することについては、地域支えあい推進員が各地域でインテークしてきたケースについて内部で情報共有や支援の方向性を話し合うことにより体制を整えつつある。地域力強化推進事業との連携についても同じである。</li> <li>・年間の相談件数、終結件数ともに目標数値には達していないが、個々のケースについて丁寧に対応することで「こんなことまで相談に乗ってもらえるのか」といった今までと違った評価が民生委員から得られている。</li> </ul>

彦根市「我が事・丸ごと」の地域づくり推進体制イメージ(案)

作成:社会福祉法人彦根市社会福祉協議会(2017.04)





## 彦根市「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業業務委託仕様書

### 1 委託業務の名称

彦根市「我が事・丸ごと」の地域づくり推進業務委託

### 2 目的

少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、住民の抱える福祉ニーズが多様化、複雑化してきており、また、「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されたところである。

これを踏まえ、本市における地域共生社会の実現を確実なものとするため、住民の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりおよび市における育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを支援し、推進することを目的とする。

### 3 委託業務期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

### 4 委託業務の内容

上記2の目的を達成するため、受託者は、次の(1)および(2)に掲げる業務を遂行するものとする。

なお、各業務の実施に当たっては、市をはじめとする関係機関との連携および協働を図るとともに、5に定める人員を適切に配置し、的確かつ迅速に履行するよう努めること。

#### (1) 地域力強化推進事業

##### ア 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり(「我が事」の地域づくり)

小中学校校区等の住民に身近な圏域において、地域住民ボランティアや地区社会福祉協議会、地域に根ざした活動を行うNPO等が中心となり、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、住民主体の地域づくりを推進するために、以下の取組を実施する。

##### (ア) 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ

地域づくりを一部の者に任せるのではなく、地域における課題を地域住民が自らの課題(我が事)として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、住民や自治会、町内会等の地縁組織を始め、福祉分野に限らず地域の町おこし、産業等の他分野に対して、意識醸成や地域づくりに必要な働きかけや支援を行う。

##### (イ) 活動拠点づくり

地域課題を早期に発見し、適切な対応を行うために、課題を抱えた住民のみならず、

住民の誰もが、気軽に立ち寄り交流を図ることができる場や、住民の自主活動、住民と専門職が話し合うことができる等の活動拠点を設置する。

(ウ) 住民等に対する学習、地域福祉活動へのきっかけづくりや参加促進等に関する取組の実施

住民等の地域福祉活動に対する関心の向上、地域課題に関する学習会の実施や、地域住民を地域福祉活動に参加するきっかけづくりや、地域福祉活動への関心を高め、参加を促すための創意工夫ある取組を実施する。

イ 地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築等（「丸ごと」の地域づくり）

地域活動を通して住民が把握した課題について、包括的に受け止め、相談、助言、情報提供を行うとともに、必要に応じて支援機関につなぐことのできる体制を構築する。

(ア) 地域住民の相談を「丸ごと」受け止める場、機能

住民に身近な圏域において、福祉各制度に基づく相談機関や地域に根差した社会福祉法人、NPO法人等が相互に連携しながら、地域住民の相談を「丸ごと」受け止める場、機能を構築する。

(イ) 地域生活課題の把握等

地域の様々な関係者や団体等との意見交換や座談会等の開催により、地域生活課題を把握する機会を積極的に設けるとともに、把握した地域生活課題について、必要に応じ、関係団体等と情報共有する。

(ウ) 地域生活課題に対する解決策の検討等

把握した地域生活課題について、住民自ら又は関係者、専門職等と連携、協働し、課題解決に向けた取組を行うことができる機能を構築する。

ウ その他

上記のほか、本事業の目的を達成するために必要な取組を実施する。

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

本事業は、次のアからオまでに掲げる事業の全てを実施するものとし、相談者等（※1）に対する支援は、支援体制の整備に留まらず、必ず個別の相談実績を出すこと。

ア 相談者等に対する支援の実施

5に規定する相談支援包括化推進員は、複合的な課題を抱える相談者等を支援するため、次の（ア）から（オ）までに掲げる業務を行うものとする。

その際、相談支援包括化推進員の業務の遂行に当たっては、既存の相談支援機関等の機能を最大限活用しつつ、これらとの連携・協働により、包括的な支援の具現化を目指すこと。

(ア) 相談者等が抱える課題の把握

相談支援機関のコーディネートの必要性の有無を把握するため、直接または相談支援機関等からの聞き取り等により、相談者本人のみならず、その属する世帯全体が抱える課題を把握する。

(イ) プランの作成

(ア) により把握した課題の解決を図るため、相談者等の希望を十分に尊重しつつ、相談支援機関等においてそれぞれ実施すべき支援の基本的な方向性等に関するプランを作成する。



(ウ) 相談支援機関等との連絡調整

(イ) により作成したプランの内容について、相談支援包括化推進会議等の開催などを通じて、相談支援機関等の中で調整を行う。

(エ) 相談支援機関等による支援の実施状況の把握及び支援内容等に関する指導・助言

定期的に相談支援機関等による支援の実施状況を把握し、必要がある場合には、支援内容等に関して指導・助言を行うとともに、相談支援包括化推進会議等の開催などを通じて、支援内容の調整又は見直しを行う。

(オ) その他相談者等の自立を支援する上で必要な支援の実施

イ 相談支援包括化ネットワークの構築

相談支援包括化推進員は、複合的な課題を抱える相談者等の自立を支援する観点から、地域において、相談支援機関等がそれぞれの役割を果たしつつ、チームアプローチによる相談支援包括化ネットワークを構築するため、次の(ア)から(ウ)に掲げる取組などを通じて、必要な相談支援を実施する。

(ア) あらかじめ、ネットワークに参加する相談支援機関に、複合的な課題を抱える相談者等からの相談があった場合には、相談支援包括化推進員に連絡が行われるような体制を構築する。

(イ) 相談支援包括化推進員は、主任自立相談支援員や主任介護支援専門員、生活支援コーディネーターなどの他職種との役割分担、協働のあり方を整理しておく。

(ウ) 相談支援包括化推進員は、相談者本人又は相談支援機関の担当者への面談などを通じて、相談者等が抱える課題を把握し、ネットワーク参加団体との役割分担を図った上、必要なコーディネートを行う。

ウ 相談支援包括化推進会議の開催

相談支援包括化推進員は、複合的な課題を抱える相談者等に対して、必要な相談支援が円滑に提供されるよう、定期的に相談支援包括化推進会議を開催し、次に掲げるような内容について、各相談支援機関等の関係者間で意見交換を行うものとする。

なお、相談支援包括化推進会議は、支援調整会議や地域包括ケア会議、自立支援協議会など、既存の会議体を活用して行うことも差し支えない。

また、個別ケースに関して、相談支援包括化推進会議を随時開催することは困難な場合も想定されることから、本会議の下に、適宜担当者会議を設置して、支援内容の調整を行うことも差し支えない。

(ア) 各相談支援機関の業務内容の理解

(イ) 相談支援の包括化を図るための各相談支援機関の具体的な連携方法

(ウ) 地域住民が抱える福祉ニーズの把握

(エ) 地域に不足する社会資源創出の手法

(オ) 本事業による支援実績の検証

エ 自主財源の確保のための取組の推進

相談支援包括化推進員は、本事業や、地域に不足する新たな社会資源の創出・運営に係る財源を安定的に確保する観点から、多職種間での連携・協働を図りつつ、社会福祉法人による地域貢献の取組や共同募金の活用、企業または個人からの寄付金拠出の働きかけ等の取組を推進する。

#### オ 新たな社会資源の創出

相談支援包括化推進員は、エにより確保した自主財源等を原資として、主任自立支援相談員や生活支援コーディネーターなどの多職種間での連携・協働を図りつつ、ボランティア等地域住民の参画を促し、単身世帯への見守りや買い物支援、各種制度の対象とはならない生活支援サービスなど、地域に不足する社会資源の創出を図るための取組を推進する。

#### カ その他地域における相談支援包括化ネットワークの構築を図るために必要となる事業

相談支援包括化推進員は、上記アからオまでの取組のほか、相談支援包括化推進員の資質向上のための研修の実施等本事業の目的を達成するために必要な取組を行うことができるものとする。

### 5 業務遂行における人員の配置

受託者は、本業務を遂行するに当たり、事業ごとに適切な知識と経験を有する者を配置するものとする。

#### (1) 地域力強化推進事業

地域づくりボランティアコーディネーター 1名

#### (2) 他機関の協働による包括的支援体制構築事業

相談支援包括化推進員 2名

※他の業務との兼務を可とする。ただし、この場合には、本業務と他業務との比率に応じた人件費のみを委託対象とするものとする。

### 6 受託者の責務

- (1) 受託者は、市から提供を受けた資料等は、本委託業務以外に使用してはならない。ただし、第三者に提供する場合で、あらかじめ市の承諾を得たものについてはこの限りではない。
- (2) 受託者は、業務終了後も含め、個人情報その他業務上知り得た秘密を第三者に漏らし、または公表してはならない。

### 7 報告義務

- (1) 受託者は、5に掲げる人員の決定(変更を含む)後、速やかに市にその内容を報告すること。
- (2) 受託者は、委託契約締結後速やかに業務計画書を提出して市の承認を受けるとともに、受託期間中においては適正な管理を行うこと。
- (3) 受託者は、事業実施の成果、取組上の課題について業務終了後、市へ報告すること。
- (4) 受託者は、当該業務の取組状況等について、市からの報告の求めに速やかに応じること。

### 8 その他

本仕様書に規定のない事項についての疑義は、市および受託者双方の協議の上決定する。

都道府県名	滋賀県	市区町村名	野洲市
-------	-----	-------	-----

## 1. 自治体の基本情報等

### 1-1. 自治体の基本情報

人口	51,091 (人)	世帯数	19,756 (世帯)		
高齢化率	25.25 (%)	生活保護受給率	5.2 (‰)	面積	80.14 (k m <sup>2</sup> )
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	98.94 (%)	公立小学校数	6	公立中学校数	3
地域包括支援センター	直営				
生活困窮者自立相談支援事業	直営				

### 1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>野洲市の基幹産業は、米作りを中心とする農業です。農業は現在大きな転換期にあり、時代に即応した米作りや、果物や野菜などのブランド化、ふるさとの作物を加工した新商品の開発などに力が注がれています。</p> <p>また、農林水産業等における資源を、まちづくりに生かすための施設の整備や、地産地消を進めています。</p> <p>そして、まちのもう一つの産業は、大規模な電気機械器具製造業等の工業です。製造業は、まちの経済の大きな支えとなっているほか、雇用の機会を増やし、地域の活力を生む源泉として成長が期待されています。</p> <p>しかし、日本経済の低迷が続く今日、全国的に新産業創出への取り組みが進んでいます。野洲市でも、新しい産業を育て、活力あふれるふるさとづくりのために、IT 関連産業、環境に配慮した新エネルギーなどの新産業創出の支援をします。</p> <p>また、三上山から琵琶湖までの野洲市の自然や歴史遺産を有効に生かした観光産業にも力を入れており、農業・商工業・地域産業の振興とバランスの取れた活力あるまちづくりを推進しています。</p>
---

## 2. 地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン(「どのような地域をつくるのか」、「何を目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」)の内容等について

本事業に取り組み目的・狙い	市役所の庁内連携の取り組みが進む中で、地域にある様々な機関と顔の見えるつながりを作り、地域で活躍するプレイヤーを増やすために、市が拠点となつてつながりを構築する必要がある。体制として、自立相談支援機関である市民生活相談課が拠点となり、チームで実施体制を整備する。具体的には、野洲市見守りネットワーク協定を締結した14 協力事業者・6 協力団体との連携を活用して、地域の見守りを通じて生活困窮者の発見と支援につなげる。協力事業者・団体は随時募集で募り協定を推進する。当該事業を利用して、地域において認知症等の捜索につなげる仕組みを構築する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	「変化」とは、起こすものではなく、起きるものである。
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者(委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等)と協議している。

## 3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	未実施
------------	-----

## 4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	直営
------------	----

②事業実施に至った経緯	平成 28 年 10 月スタートした、野洲市くらし支えあい条例を活用し、市内で活動する事業者や団体と見守りネットワーク協定を締結し、異変に気づいたら市民生活相談課に連絡するなど、地域における「ゆるやかな見守り」活動を行なっています。この活動をより推進するため、本事業を実施した。	
③事業実施体制 ※注	市役所の庁内連携の取り組みが進む中で、地域にある様々な機関と顔の見えるつながりを作り、地域で活躍するプレイヤーを増やすために、市が拠点となつてつながりを構築する必要がある。体制として、自立相談支援機関である市民生活相談課が拠点となり、チームで実施体制を整備する。具体的には、野洲市見守りネットワーク協定を締結した協力事業者・協力団体との連携を活用して、地域の見守りを通じて生活困窮者の発見と支援につなげる。協力事業者・団体は随時募集で募り協定を推進する。当該事業を利用して、地域において認知症等の捜索につなげる仕組みを構築する。	
④相談支援包括化推進員の配置 予定人数	1 人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	<一人ずつ資格、職種、職務経歴等>	
⑥相談支援包括化推進員を配置する 相談支援機関の種類・名称	野洲市市民生活相談課	
⑦事業内容	ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	生活困窮者支援事業を実施している市民生活相談課において、相談支援員と連携して一体的なチーム体制を構築する。自立相談支援において受けた相談で、育児、介護、障がい等の世帯全体の複合化、複雑化した課題を包括的に受け止める体制を強化するため、各機関との顔の見えるネットワーク作りの強化に取り組む。
	イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	毎月開催する支援調整会議の拡大会議として相談支援包括化推進会議を年間 4 回開催する。事務局が市民生活相談課。参加者は、支援調整会議に参加する弁護士（貧困問題に取り組む NPO 法人から法律家の派遣を受ける）、ハローワーク、社会福祉協議会など、他テーマに沿って関係機関に要請する。
	ウ 自主財源の確保のための取組の概要	企業又は個人からの寄付金拠出の働きかけ等
	エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	野洲市くらし支えあい条例に基づく事業を活用し、地域の事業者、団体、自治組織と見守りネットワーク協定の締結を推進して、地域の見守り体制に取り組む。
	オ その他	
⑧事業の 成果目標	①地域で活動する事業者、関係機関、団体、自治組織との関係作りを推進するため、見守りネットワーク協定の協力事業者・団体を増やす。 ②相談支援包括化推進会議を年間 4 回実施する。 ③相談支援包括化推進員が相談案件を年間 10 件受ける。	
※事業実施 2 年目の自治体のみ回答してください。 ◎前年度の課題とそれを踏まえた改善点		

## 5. 成果目標の達成状況について

ご記入いただいた各「事業の成果目標」について、達成状況を具体的に記入してください。

①地域で活動する事業者、関係機関、団体、自治組織との関係作りを推進するため、新たに見守りネットワーク協定の協力事業者・団体を 11 事業者・団体と締結した。28 年度と合わせて合計 31 事業者・団体との協定締結となっている。

### 【野洲市見守りネットワーク協定 協力事業者・協力団体】

KDDI 株式会社コンシューマ関西支社コンシューマ滋賀支店  
京都銀行守山支店  
株式会社ダスキン クリーン・ケア営業本部近畿地域本部  
株式会社OVOピタットハウス野洲店  
明治安田生命保険相互会社滋賀支社  
からだ元気治療院 心陽守山店  
株式会社ポーラ京都センター  
第一生命保険株式会社滋賀支社  
ヤマト運輸株式会社滋賀主管支店  
野洲市国際協会  
親子英語サークルHoney

②相談支援包括化推進会議を年間 4 回実施した。

- ・第 1 回（6 月 12 日）講義「我が事・丸ごと」地域共生社会実現に向けた取り組み  
講師：滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課 関 宜幸 氏
- ・第 2 回（8 月 10 日）講義「滋賀県におけるひきこもりの実態と支援について」  
講師：滋賀県立精神保健センター 相談支援係主査 藤支有理 氏
- ・第 3 回（11 月 10 日）講義「高島市における生活支援体制整備事業について」  
講師：社会福祉法人高島市社会福祉協議会  
係長 松本道也 氏  
コミュニティワーカー 宮田早苗 氏
- ・第 4 回（2 月 9 日）講義「守山市における高齢者のごみ出し問題・ごみ屋敷問題」  
講師：守山市健康福祉部地域包括センター 主査 坂口敦子 さん  
報告 「野洲市における『我が事・丸ごと』の取り組み」～ごみからはじまる支援の形～  
報告者：野洲市地域包括支援センター 主事 木村芙早枝 さん

③相談支援包括化推進員が相談を 180 件受けた（平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月）。

都道府県名	滋賀県	市区町村名	東近江市
-------	-----	-------	------

## 1. 自治体の基本情報等

### 1-1. 自治体の基本情報

人口	114,935 (人)	世帯数	43,109 (世帯)		
高齢化率	25.1 (%)	生活保護受給率	6.35 (‰)	面積	388.37 (k m <sup>2</sup> )
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	79 (%)	公立小学校数	22	公立中学校数	9
地域包括支援センター	直営：1か所		委託：0		
生活困窮者自立相談支援事業	直営：1か所		委託：0		

### 1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>日本のほぼ中央部、近畿圏と中京圏の中間に位置しており、東の鈴鹿山脈から西は琵琶湖に面し、山地からなだらかな丘陵地や平野へと広がり、森・里・川・湖といった多様な姿を見せる自然豊かなまち。道路交通の利便性や大都市圏に近接する条件を生かし、電気機器、IT関連など多くの企業や事業所が集積する内陸工業都市として国土軸の一翼を担い、まちが発展してきた。また、肥沃な大地と温暖な気候に恵まれて稲作、果樹、野菜、畜産等の農業が盛んで、京阪神の大消費地の食を支えてきた地でもある。</p>
---

## 2. 地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン(「どのような地域をつくるのか」、「何を指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」)の内容等について

本事業に取り組む目的・狙い	<ul style="list-style-type: none"> <li>誰もが役割をもち孤立しない地域共生社会の実現に向けた協働のまちづくりを進める。</li> <li>福祉制度のはざまをつくらない新たな地域福祉のしかけをつくる。</li> <li>上記の取組を応援する公民協働のしくみをつくる。</li> </ul>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の市民が地域で考え、話し合い、行動できるようになる。</li> <li>対象者別の福祉制度の連携強化や、共通課題への一体的な支援体制が構築される。</li> <li>行政が主体となり、地域福祉を応援する社会福祉法人と連携して、民間事業所や市民が活躍できる環境がつけられる。</li> </ul>
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者(委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等)と協議している。

## 3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	東近江市 (①社会福祉法人東近江市社会福祉協議会／②学校法人日本福祉大学)
②事業実施に至った経緯	地域住民等が主体となって、地域の課題を解決する取組がすでに生まれている。それらの取組を市全体に広げていくためには、活動を見える化し、共有していく必要がある。また、活動の担い手の人材育成、関係機関と行政等の連携・ネットワーク化を図る必要があることから、本事業の実施に至った。
③事業実施体制※注	別紙のとおり。
④事業の対象地域について	<圏域の考え方と設定内容(人口や面積等)> 地区社協及びまちづくり協議会の地区単位である14地区を本事業の実施対象圏域としている。
⑤事業内容	<p>住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり(「我が事」の地域)</p> <p>①社会福祉法人東近江市社会福祉協議会 住民や専門職に対する地域課題に関する学習会、地域福祉活動へのきっかけづくりや参加を促進するための取組を実施。既存のコミュニティセンターを中心に、住民や専門職、社会福祉法人等の活動・交流の場づくりを行う。(講座開催、啓発資料製作等)</p>

	づくり)	<p>②学校法人日本福祉大学 住民主体の地域づくりをバックアップする立場である社会福祉協議会を始めとする社会福祉法人、行政、事業者等を対象にした研修会等のプログラム開発、実施。</p>
	地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（「丸ごと」の地域づくり）	<p>①社会福祉法人東近江市社会福祉協議会 地域生活課題の把握や解決策の検討を行うため、住民や地域の関係機関の意見交換、交流の場として、集会やフォーラムを開催。</p> <p>②学校法人日本福祉大学 地域生活課題を包括的に受け止める体制を構築するため、有識者委員会や庁内プロジェクトチームの会議運営や取組への助言及び社会福祉法人の地域貢献に向けた取組を実施。</p>
◎事業の成果目標	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民や、社会福祉協議会をはじめとした社会福祉法人や行政、事業者等の地域福祉活動に対する関心が高まる。</li> <li>・住民と専門職が地域課題を共有し、解決に向けた意見交換ができる場を形成する。</li> <li>・住民を中心に、地域の関係機関が相互に働きかけ、影響を与え合える地域を創造する。</li> </ul>

#### 4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	未実施
------------	-----

#### 5. 成果目標の達成状況について

<p>①住民や、社会福祉協議会をはじめとした社会福祉法人や行政、事業者等の地域福祉活動に対する関心が高まる。</p> <p>【達成状況】 住民に対しては、地区ごとに開催する学習会や生活支援サポーター養成講座により、活動の受け手、担い手の両面からの意識づけを進めている。社会福祉法人に対しては、「地域における公益的な取組」を切り口とした講義や意見交換の場を設け、施設利用者だけでなく、地域にも目を向けていく動きが出始めている。行政内部では、社会福祉法に位置付けられている「地域福祉の推進」や「包括的支援体制の構築」を庁内4部11課の職員で構成するプロジェクトチームで共有しつつ、検討を進めている。</p> <p>②住民と専門職が地域課題を共有し、解決に向けた意見交換ができる場を形成する。</p> <p>【達成状況】 東近江市社会福祉協議会のCSWを中心に、各地区に出向き、住民の困りごとを会話の中から見出し、専門機関につなげる関係性が形成できてきている。また、社会福祉法人が地域住民を対象としたサロンを開催したり、住民と一緒に地域活動を始めようとしたりする動きが出てきている。</p> <p>③住民を中心に、地域の関係機関が相互に働きかけ、影響を与え合える地域を創造する。</p> <p>【達成状況】 「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業を契機として、「地域のために、自分は何ができるのか。」という問いを共有しながら、地域ぐるみで取り組もうとする動きが出始めている。今後、こうした地域住民主体の活動が市内各地区で展開されるよう働きかけ続けるとともに、行政や専門機関によるバックアップの仕組みを整備していく必要があると考える。</p>
---

# 【事業実施体制】 地域力強化推進事業 ～ 滋賀県東近江市 ～

## 実施主体

### 東近江市（行政）



- 住民主体のまちづくり
- 地域福祉計画の推進
- 庁内横断的な連携体制
- 包括的な支援体制の検討

### 地域福祉プロジェクト委員会

- ・ 健康福祉政策課（事務局）
- ・ 生活福祉課（生活保護）
- ・ 福祉総合支援課（生活困窮者、高齢者）
- ・ 長寿福祉課（介護保険）
- ・ 障害福祉課
- ・ 健康推進課（地域保健、介護予防）
- ・ 発達支援センター（発達障害相談支援）
- ・ 地域医療政策課
- ・ まちづくり協働課（市民活動・市民協働）
- ・ こども家庭課（子育て施策）
- ・ 商工労政課（就労対策）

## 委託先

### 学校法人 日本福祉大学



### 地域福祉基盤づくり事業

- 研修のプログラム開発・実施
- 関係機関の横断的研修
- 社会福祉法人の地域貢献促進に向けた支援

## 委託先

### 東近江市社会福祉協議会

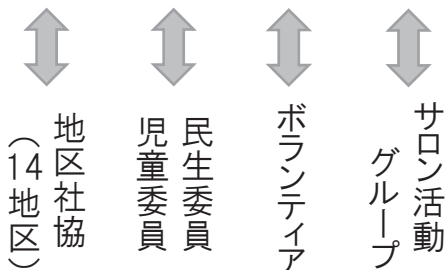


### 共助の基盤づくり事業

- 地域福祉活動へのきっかけづくり
- 地域の関係者の意見交換、交流の場づくり（地域課題の共有）

### 【委託組織内】

地域福祉課（＝事業委託先）  
相談支援課、在宅福祉課、総務課



### 【各地区の主な構成員】

社会福祉法人      まちづくり協議会



- ・ 自治会
- ・ サービス事業者、NPO法人
- ・ 企業、商店 等



都道府県名	滋賀県	市区町村名	米原市
-------	-----	-------	-----

## 1. 自治体の基本情報等

### 1-1. 自治体の基本情報

人口	39,543 (人)	世帯数	14,343 (世帯)		
高齢化率	28.08 (%)	生活保護受給率	4.04 (‰)	面積	250.39 (k m <sup>2</sup> )
地縁組織 (自治会、町内会等) 加入率	98.7 (%)	公立小学校数	9	公立中学校数	6
地域包括支援センター	直営：1か所、委託：1か所 (公社)				
生活困窮者自立相談支援事業	直営：1か所、委託：1か所 (社協)				

### 1-2. 地域の特徴 (地域性、地場産業、観光等)

<p>【地域性】2005年、旧4町が合併して米原市となる。滋賀県唯一の新幹線の駅を有するほか、JR東海・西日本・近江鉄道が乗り入れ。また、名神高速道路・北陸自動車道ICも立地するなど、近畿エリアにおける広域交通の要所である。</p> <p>【産業等】従来から、鉱業、製造業の割合が高く、隣接する地域と比較すると卸売業・小売業、生活関連サービス業・娯楽業の比率が低い。地場産業は近江真綿、彦根仏壇、彦根バルブ、上丹生の木彫り</p> <p>【観光】豊かな自然や歴史に惹かれて年間160万人の観光客が四季を通じて訪れる地域です。また、関西屈指の雪質を誇るとされるスキー場があり、スキーやキャンプ、パラグライダーなどのアウトドアスポーツも盛んであるほか、天の川ほたるまつりなど、四季を通じた多彩なイベントや、修学旅行生の農家民泊など都市と農村の交流が繰り広げられています。</p>
---

## 2. 地域共生社会の実現に向けて事業を実施する上でのビジョン (「どのような地域をつくるのか」、「何をを目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」) の内容等について

本事業に取り組み目的・狙い	時代に合わせた多様な居場所・支え合いを充実させ、地域から掘り起こされた個別支援ケースをCSWや相談支援機関が受け止め、関係機関につなぐ役割を構築していくことで、地域課題の解決力の強化を図る。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治会の役割の見直し</li> <li>○地域 (自治) の再編</li> <li>○自治会という意識の強い反面、校区等でのつながりの必要性。</li> </ul>
協議状況	庁内での協議に加えて、庁外の関係者 (委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等) と協議している。

## 3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	未実施
-------------	-----

## 4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	社会福祉法人米原市社会福祉協議会
②事業実施に至った経緯	<p>住民主体の取組から、地域で孤立したり、見守りや支援が必要な方のケースが掘り起こされてきているが、それらを受け止めつなぐ仕組みが十分機能していないことが課題となった。この課題から、地域で気軽に集まることのできる拠点『居場所』をつくり、互助によるコミュニティの構築と地域の活性化を図っている。</p> <p>一方、地域課題に取り組む人材や組織の育成、解決に必要な取組を通じて、多様な主体が参加する広域的な支え合いの仕組みづくりを目指し、地域支え合いセンターを設置している。福祉関係だけでなく、地元の商店や企業、農業や市民活動者など様々な分野の活動者が集い、新たなつながりのもとで社会資源を開発し、具体的な生活支援の充実をめざしている。</p>

		これら自治会を単位とした活動への支援強化と市内全域を対象とする支え合いセンターによる地域づくりの体制の強化、それらをつなげる包括的な支援体制づくりを進める。このように、米原市が推進してきた住民主体の活動を生かし、福祉の枠を超えた活動者が参画する地域づくりをすすめる中で、包括的な支援体制を構築する
③事業実施体制 ※注		別紙のとおり
④相談支援包括化推進員の配置 予定人数		1人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		<一人ずつ資格、職種、職務経歴等> 社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、介護支援専門員
⑥相談支援包括化推進員を配置する 相談支援機関の種類・名称		社会福祉法人米原市社会福祉協議会（地域福祉課）
⑦事業内容	ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	○自治会単位の見守りネットワーク会議において、住民の気づきや発見による支援ニーズを、地域包括支援センターやCSW等専門職が住民に身近な地域で受け止めるとともに、相談支援担当者連絡会議や生活困窮者自立相談機関支援調整会議において、複雑複合化したニーズを抱えるケースについて情報や課題、支援の方向性を共有する。 ○相談機関等多機関協働による包括的な支援を進める中で、生活困窮者自立支援事業の就労支援事業のほか、市内の福祉事業者の支援等、相談支援から具体的な生活支援へつないでいく。
	イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	○代表者会議：相談機関等の代表者等により、本事業の効果的な事業推進を検証する。（年2回、今年度は12月に1回開催） ○相談支援担当者連絡会議：担当者の情報交換や連携強化、ストレスマネジメントの場として開催する。（年6回、今年度は1月、3月の2回開催） ○多機関協働によるケース検討会議（随時開催）
	ウ 自主財源の確保のための取組の概要	○共同募金や社会福祉協議会の善意銀行の活用見直し ○住民主体の支え合い活動については、コミュニティビジネスの手法を取り入れながら、地域での「仕事」づくりをすすめることで、担い手の活性化と事業の継続性を担保していく。
	エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	「まいばらまると交流会」と称し、福祉事業者や相談支援機関、市民活動者、企業や農業経営者等によるつながりと新たな活動づくりの場を設定する。この交流会から生まれたアイデアを具体化していく過程で、行政の関係部署と活動リーダー等によるプロジェクトを随時立ち上げ、具体的な社会資源を開発していく。
	オ その他	○複雑多問題ケース研修会の開催 複雑多問題を抱える方等の事例検討を通じて、多機関がどのように連携し、どのように支援対象者にアプローチすべきかを事例を通じて学び、実際の連携強化・相談支援力の強化につなげる。 ○地域カルテの作成・共有（社会資源台帳） 地域の特徴や社会資源について、データ化したカルテを市民や事業者等の協働により作成することで地域への気づきを促すとともに、地域や事業者が支援に活用できる情報を共有する。
⑧事業の 成果目標		相談支援包括化推進会議の定期開催を通して、地域課題の共通認識、情報共有、円滑な連携ができる。
※事業実施2年目の自治体のみ回答してください。 ⑨前年度の課題とそれを踏まえた改善点		

## 5. 成果目標の達成状況について

### ●H29.12月

代表者会議において、相談機関等の代表者に事業の趣旨を周知し、効果的な横連携のしくみに関する合意を得た。

### ●H29.12月～H30.1月

相談機関等の担当者に事業の趣旨を説明し、ヒアリングを実施した。

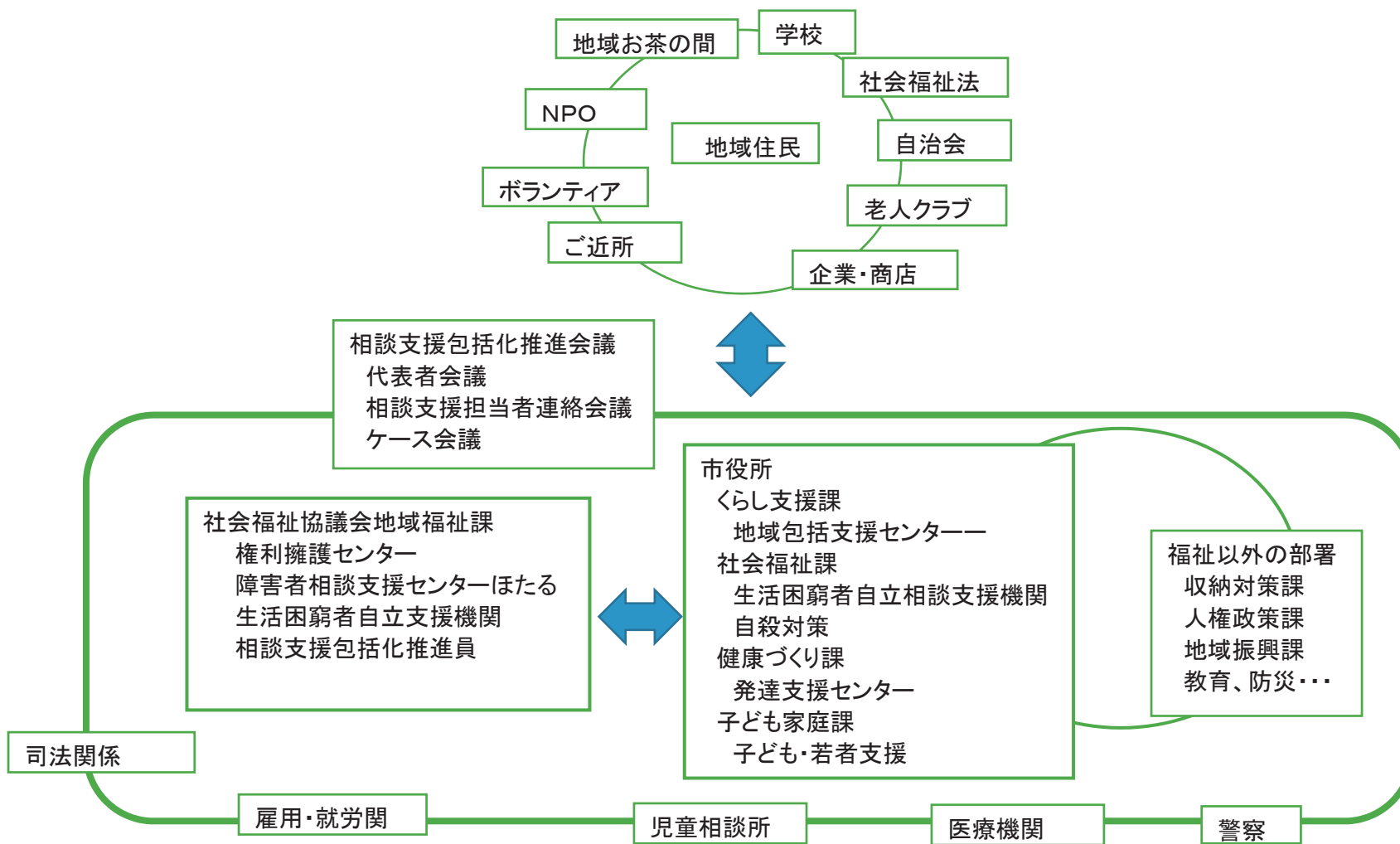
H30年1月から相談支援担当者連絡会議の定期開催し、担当者が抱える課題、提供可能な支援を共有するとともに、複合的な課題を抱える担当者の自立支援する観点から、包括的支援の検討、連携強化、ストレスマネジメントの場とする。

### ●H30年2月

「多機関の協働による包括的相談支援の大切さについて」の研修会を予定している。

事業は取り掛かり始めたところで、会議、研修会の実施、予定をしている状況。

# 多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施体制



## 「地域共生社会」の実現に向けた取り組みに関する実践事例集

平成 29 年度厚生労働省委託事業

「『我が事・丸ごと』の地域づくりの推進に関する調査・研究等事業」報告書

---

平成 30 年 3 月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL:03-3581-4655 FAX:03-3581-7858